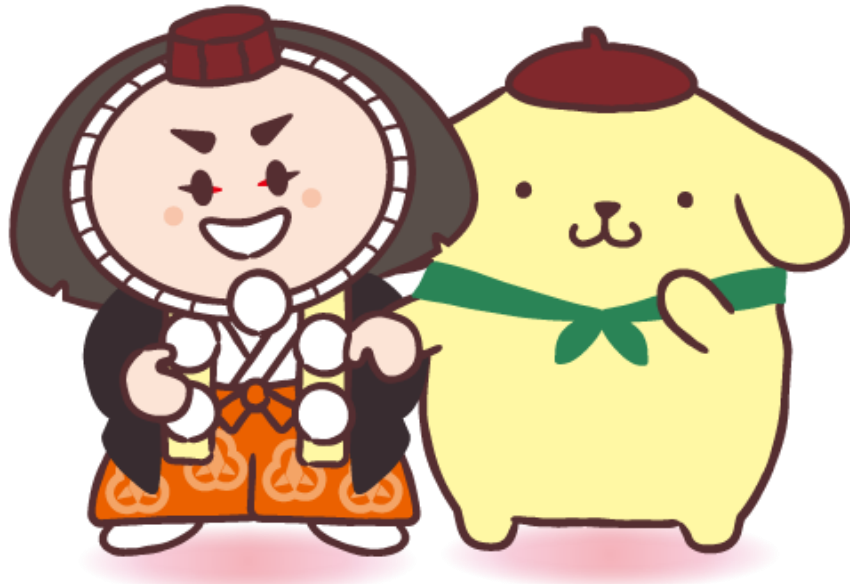


障がい福祉制度のごあんない



KABUKKY × POMPOMPURIN

© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L655960

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

小松市ふれあい福祉課

TEL (0761)24-8052 (福祉総合担当直通)

TEL (0761)24-8050 (福祉サービス担当直通)

FAX (0761)23-0294

E-mail fukushika@city.komatsu.lg.jp

小松市障がい者虐待防止センター

TEL (0761)24-8182

は じ め に

「障がい福祉制度のご案内」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい等がある方のために、小松市及び関係機関が実施する障がい福祉制度を紹介したものです。

一人でも多くの方が障がい福祉制度を理解され、活用いただきたいと思います。

ご不明な点がございましたら、ふれあい福祉課までお問い合わせください。

令和7年5月改正

障がい者福祉制度対象範囲一覧表

○：該当（年齢・障がい部位等により該当しないことあり）

△：一部該当

※：介護保険優先

障がい別・等級別 事業		本文 頁	視 覚						聴 覚 ・ 平 衡						音 声 言 語		肢 体						内 部				療 育		所得 制限	備考
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B			
手 当 と 年 金	障 害 基 礎 年 金	12	小 松 年 金 事 務 所 に お 尋 ね く だ さ い。																											
	障 害 厚 生 年 金	12																												
	特 別 障 害 者 手 当	13	△						△							△						△				△		有		
	障 害 児 福 祉 手 当	14	○	○					○							○	△					△				△		有	2 0 歳未満対象	
	特 別 児 童 扶 養 手 当	15	○	○	○				○	○				○	○	○	○	△				○	○	○		○	△	有	2 0 歳未満対象	
	児 童 扶 養 手 当	15	△	△					△							△	△					△						有		
	ジェット機騒音福祉手当	16	○																											
	心身障害者扶養共済制度	16	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		○	○			
医 療	障 が い 者 医 療 費 助 成	17	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		○	○	有		
	入 院 療 養 援 護 金 の 給 付	18	○	○					○							○	○					○	○			○	△		住民税非課税世帯のみ	
	更 生 医 療 の 給 付	18	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			有	1 8 歳以上対象	
	育 成 医 療 の 給 付	18	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				1 8 歳未満対象	
	ひとり親家庭等医療費の助成	19	△	△					△							△	△					△						有		
助 成 制 度	※補装具の支給	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			有		
	中軽度難聴児の補聴器購入の助成	21																									有	1 8 歳未満対象		
	医療的ケア児等の衛生用品等購入費の助成	21																											2 0 歳未満対象	
	小児慢性児童の日常生活用具の給付	21																											小児慢性のみ	
	※日 常 生 活 用 具 の 給 付	22	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○		有		
	自 動 車 改 造 費 の 助 成	23														△	△										有	在宅のみ		
	自動車運転免許取得費の助成	23							○							○	○	△				○	○							
	福祉タクシー利用料金の助成	24	○	○	○				○							○	○	△				○				○	○		自動車税（種別割）減免と選択	
	障 害 者 温 泉 療 養 事 業	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	※住宅リフォームの資金助成	25	○	○					○							○	○	○				○	○			○		有	在宅のみ	

△：一部該当

障がい別・等級別 事業		本文 頁	視 覚						聴 覚 ・ 平 衡						音 声 語		肢 体						内 部				療 育		所得 制限	備考
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B			
税 の 減 免	自動車税（種別割）の減免	26	○	○	○	○	○		○	○				○		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○			福祉タクシー券と選択	
	自動車税（環境性能割）の減免	29	○	○	○	○	○		○	○		△		○		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○				
	所得税・住民税の控除	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	相続税の税額控除	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		85歳未満	
	少額貯金の非課税制度	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
料 金 の 割 引	バス運賃の割引	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	J R 運賃の割引	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	I R いしかわ運賃の割引	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	タクシー料金の割引	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	航空運賃の割引	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	有料道路の割引	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	NHK放送受信料の減免	34	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	「104」電話番号無料案内	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	△	△								○	○				
	点字郵便の料金無料	34	○	○	○	○	○	○																						
	携帯電話基本料金等の割引	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
入場料の割引	35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
給付 自立支援	自立支援給付	36	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	地域生活支援	38	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	障害児入所支援	38	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				

※：介護保険優先

障がい別・等級別 事業		本文 頁	視 覚						聴 覚 ・ 平 衡						音 声 言 語		肢 体						内 部				療 育		所得 制限	備 考
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B			
	重度身体障害者移動支援事業	47														△	△													
	重度視覚障害者移送サービス	47	△	△												△	△													
	車椅子、補助器具「じんりき」の貸出	47																												
	手話通訳者や要約筆記者の派遣	48							○	○				○																
	重度障がい者の郵便による不在者投票	48														△	△					○	○	○						
	駐車禁止除外指定車標章	48	○	○	○	○			○	○				○		△	△	△	△			△	△	△	△					
	声の広報、点字情報	49	○	○	○	○	○	○																						
	補助犬の給付	49	○						○							○														
	青い鳥郵便はがきの無料配布	49	○	○					○							○	○					○	○			○				
	資金の貸付	50																												
	障がい者継続雇用奨励金	50																										事業所対象		
	石川障害者職業センター	50																												
	石川障害者職業能力開発校	51																												
	こまつ障害者就業・生活支援センター	51																												
	おもちゃ図書館	51																												
	いしかわ支えあい駐車場制度	52	○	○	○	○			○	○	△	△				○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○			高齢者・難病・妊産婦・ けが人等も対象	
	ヘルプマーク	52	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	もしもの時のあんしんカード	53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	国際シンボルマーク	53																												
	身体障害者標識	53																												
	福祉サービス利用支援事業	54																												
	らく賃パスポート	55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	文化・スポーツ	56																												

精神障がい者福祉制度対象範囲一覧表

○：手帳保持者（ただし年齢等により該当しないことあり） △：手帳不要（ただし医師の診断で認められたもの）

事 業		等 級 別		本文 頁	123			所得制限	備考
年 金 と 手 当	障 害 基 礎 年 金	12	小 松 年 金 事 務 所 に						
	障 害 厚 生 年 金	12	お 尋 ね く だ さ い。						
	特 別 障 害 者 手 当	13	△	△	△	有			
	障 害 児 福 祉 手 当	14	△	△	△	有	2 0 歳未満対象		
	特 別 児 童 扶 養 手 当	15	△	△	△	有	2 0 歳未満対象		
	心身障害者扶養共済制度	16	△	△	△				
医 療	障がい者医療費の助成	17	○			有			
	精 神 通 院 の 給 付	19	△	△	△	有			
助 成 制 度	福祉タクシー利用料金の助成	24	○	○			自動車税（車種別）減免と選択		
	障 害 者 温 泉 療 養 事 業	24	○	○	○				
	住宅リフォームの資金助成	25	○			有	在宅のみ		
税 の 減 免	自動車税（種別割）の減免	26	○				福祉タクシー券と選択		
	自動車税（環境性能割）の減免	29	○						
	所得税・住民税の控除	30	○	○	○				
	相 続 税 の 税 額 控 除	30	○	○	○		8 5 歳未満		
	少額貯金の非課税制度	30	○	○	○				
料 金 の 割 引	バ ス 運 賃 の 割 引	31	○	○	○				
	I R いしかわ鉄道の割引	32	○	○	○				
	タ ク シ ー 料 金 の 割 引	32	○	○	○				
	航 空 運 賃 の 割 引	32	○	○	○				
	NHK放送受信料の減免	34	○	○	○				
	「104」電話番号無料案内	34	○	○	○				
	携帯電話基本料金等の割引	34	○	○	○				
	入 場 料 の 割 引	35	○	○	○				
自 立 支 援 給 付	自 立 支 援 給 付	36	△	△	△				
	地 域 生 活 支 援	38	△	△	△				
	障 害 児 入 所 支 援	38	△	△	△				

事 業		等 級 別	本文頁				備考
				1	2	3	
その 他 の 福 祉 社	車椅子、補助器具「じんりき」の貸出	47					
	資 金 の 貸 付	50					
	石川障害者職業センター	50					
	石川障害者職業能力開発校	51					
	こまつ障害者就業・生活支援センター	51					
	おもちゃ図書館	51					
	いしかわ支えあい駐車場制度	52	○				
	ヘルプマーク	52	○	○	○		
	もしもの時のあんしんカード	53	○	○	○		
	福祉サービス利用支援事業	54					
らく賃パスポート	55	○	○	○			

目 次

1 相談窓口

1 ふれあい福祉課	1
2 基幹相談支援センター	1
3 長寿介護課	1
4 子育て支援課	2
5 医療保険課	2
6 小松市社会福祉協議会	2
7 民生委員・児童委員	2
8 障がい者相談支援センター	3
9 小松市障がい者虐待防止センター	4
10 小松市すこやかセンター（発達支援センターえぶりい）	5
11 小松年金事務所	5
12 小松公共職業安定所	5
13 小松労働基準監督署	5
14 南加賀保健福祉センター	5
15 石川県こころの健康センター	6
16 いしかわこころの緊急ダイヤル	6
17 精神科救急医療当番病院のご案内	6

2 相談員

1 障がい者相談支援	7
2 身体障害者・知的障害者相談員	8

3 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

1 身体障害者手帳	9
2 療育手帳	10
3 精神障害者保健福祉手帳	11

4 年金・手当

1 障害基礎年金	12
2 障害厚生年金	12
3 特別障害者手当	13
4 障害児福祉手当	14
5 特別児童扶養手当	15
6 児童扶養手当	15
7 ジェット機騒音福祉手当	16
8 心身障害者扶養共済制度	16

5 医療

1	障がい者医療費の助成	1 7
2	入院療養援護金の給付	1 8
3	自立支援医療の給付（更生医療）	1 8
4	自立支援医療の給付（育成医療）	1 8
5	自立支援医療の給付（精神通院）	1 9
6	ひとり親家庭等医療費の助成	1 9

6 助成制度

1	補装具の支給	2 0
2	中軽度難聴児の補聴器購入の助成	2 1
3	医療的ケア児等の衛生用品等購入費の助成	2 1
4	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具	2 1
5	日常生活用具の給付	2 2
6	自動車改造費の助成	2 3
7	自動車運転免許取得費の助成	2 3
8	福祉タクシー利用料金の助成	2 4
9	障害者温泉療養事業	2 4
10	住宅リフォームの資金助成	2 5

7 税の減免・料金の割引

1	自動車税（種別割・環境性能割）の減免	2 6
2	各種税金控除	3 0
3	乗り物運賃の割引	3 1
4	有料道路の割引	3 3
5	NHK放送受信料の減免	3 4
6	「104」電話番号無料「ふれあい案内」	3 4
7	点字郵便の料金無料	3 4
8	携帯電話基本料金等の割引	3 4
9	入場料の割引	3 5

8 障害福祉サービスについて

1	障害福祉サービス（自立支援給付）	3 6
2	障害福祉サービス（地域生活支援）	3 8
3	障害児入所支援	3 8
	障害福祉サービス事業所一覧	3 9～4 6

9 その他の福祉

1	重度身体障害者移動支援事業-----	4 7
2	重度視覚障害者移送サービス（さわふれホームサービス）----	4 7
3	車椅子、補助器具「じんりき」の貸出 -----	4 7
4	手話通訳者や要約筆記者の派遣について -----	4 8
5	重度障がい者の郵便による不在者投票 -----	4 8
6	駐車禁止除外指定車標章 -----	4 8
7	声の広報、点字情報 -----	4 9
8	補助犬の給付 -----	4 9
9	青い鳥郵便はがきの無料配布 -----	4 9
10	資金の貸付 -----	5 0
11	障がい者継続雇用奨励金 -----	5 0
12	石川障害者職業センター -----	5 0
13	石川障害者職業能力開発校 -----	5 1
14	こまつ障害者就業・生活支援センター -----	5 1
15	おもちゃ図書館 -----	5 1
16	いしかわ支えあい駐車場制度 -----	5 2
17	ヘルプマーク -----	5 2
18	もしもの時のあんしんカード -----	5 3
19	国際シンボルマーク -----	5 3
20	身体障害者標識 -----	5 3
21	福祉サービス利用支援事業 -----	5 4
22	らく賃パスポート -----	5 5
23	文化・スポーツ -----	5 6

10 資料

1	福祉関係団体 -----	5 7
2	その他の団体 -----	5 7
3	ボランティアグループ -----	5 8
	資金種類および貸付条件等一覧（抜粋）（表 3） -----	5 9

1 相談窓口

1 ふれあい福祉課（社会福祉事務所）

【業務内容】

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付
- 特別児童扶養手当等の申請窓口・特別障害者手当等の支給
- 障がい者医療費の助成
- 自立支援医療（更生医療・精神通院）・補装具・日常生活用具の給付
- 福祉タクシー利用券の交付・障害者温泉療養事業助成券の交付
- 有料道路割引の証明
- 税・NHK受信料の減免案内
- 住宅リフォーム・自動車改造費・運転免許取得費の助成 等
- 福祉サービスの申請・相談

【問い合わせ先】 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052
福祉サービス担当 24-8050

2 基幹相談支援センター（くらしあんしん相談センター）

【業務内容】

- 障がいに関する困りごとや悩みなどの相談受付
- 生活に必要な情報提供や各種機関の紹介
- 障がい福祉サービスの利用援助 等

【問い合わせ先】 基幹相談支援センター 24-8162（要事前連絡）
【実施日時】 火曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

3 長寿介護課（社会福祉事務所）

【業務内容】

- 介護保険の申請に関する手続き
- 介護に関する総合相談窓口
- 住宅改修費の助成・福祉用具貸与 等

【問い合わせ先】 長寿介護課 24-8149

4 子育て支援課（社会福祉事務所）

【業務内容】

- ひとり親家庭等医療費の助成
- 児童扶養手当の支給
- 自立支援医療（育成医療）の給付

【問い合わせ先】 子育て支援課 24-8057

5 医療保険課

【業務内容】

- 障がい者の後期高齢者医療制度への加入手続き及び保険料に関する相談
- 障害基礎年金の相談・請求受付

【問い合わせ先】 医療保険課

後期高齢者医療担当	24-8148
国民年金担当	24-8060

6 小松市社会福祉協議会

【業務内容】

- 地域福祉活動の推進
- 生活困窮者自立支援相談・心配ごと相談・結婚相談・家族介護相談
- 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）
- 生活福祉資金の貸付
- 地域福祉ボランティア活動の推進
- 障がい者相談支援センターの運営 （21-8566）

【問い合わせ先】 小松市社会福祉協議会 22-3354

7 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣より委嘱され、地域において障がいのある人や児童、高齢者、生活に困っている人などの相談・支援にあたります。民生委員・児童委員は本市全町を対象に担当区域ごとに配置されています。民生委員・児童委員の中には児童を専門的に担当する主任児童委員も別に区域ごとに設置されています。民生委員・児童委員の自宅玄関には「民生委員・児童委員」と書かれた門標が掲げられています。

8 障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、夜間・休日でも急な相談や一時受け入れなどのニーズに対応するための窓口となる「障がい者相談支援センター」を小松市社会福祉協議会内に開設しました。

市内5ヵ所の相談支援事業所の相談支援専門員が連携して介護者不在時の生活上の困りごとや不安などの相談に対応します。

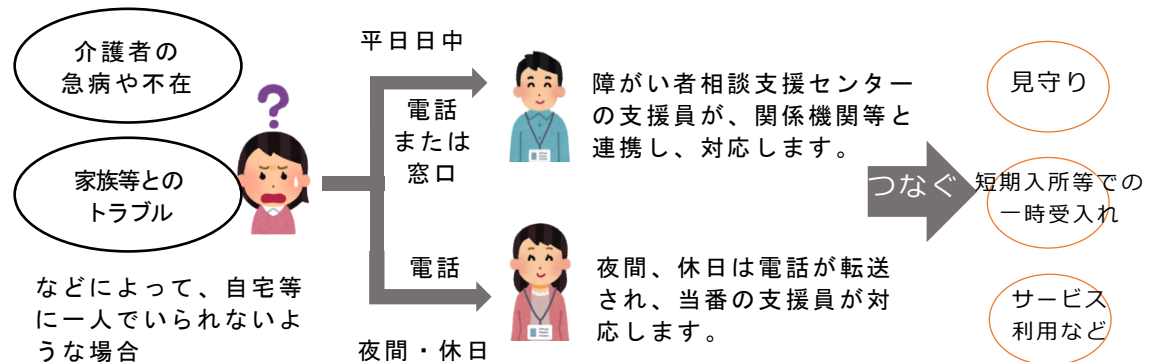
【相談先】 障がい者相談支援センター 電話 21-8566

(小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター
小松市社会福祉協議会内)

※電話をかけることが難しい場合はメールでご連絡ください。

メールアドレス k.soudan8566@docomo.ne.jp

【支援の流れ】



【市内5ヵ所の相談支援事業所】

窓 口	住 所	連 絡 先
相談支援事業所ロビン・フッド (福) 石川整肢学園	瀬領町丁1番地2	46 - 1306
相談支援事業所こまつ (福) こまつ育成会	長崎町2丁目103	48 - 5780
相談支援センターなごみ (福) なごみの郷	北浅井町り123番地	23 - 7232
相談支援事業所「チャレンジ」 (医) 澄鈴会	矢田野町ヲ98番地1	43 - 4355
やたの生活支援センター (福) 共友会	矢田野町ミ30番地	44 - 7115

9 小松市障がい者虐待防止センター

(障がい者虐待通報・届出委託事業所)

障がい者への虐待は絶対にあってはならないことです。虐待や虐待と疑われる状況に気が付きましたら、一人で悩まず下記の通報・届出先までご連絡下さい。通報の結果、虐待でなかった場合でも責任を問われることはありません。

※相談は無料です。秘密は厳守します。

【業務内容】

○障がい者虐待に関する通報・届出の受理

○障がい者・養護者に対する相談、指導及び助言相談

【通報・届出先】

窓 口	住 所	連 絡 先
小松市障がい者虐待防止センター (小松市役所 ふれあい福祉課内)	小馬出町 91 番地	24 - 8182
こまつふれあい支援センター (小松市社会福祉協議会内)	白江町ツ 108 番地 1	21 - 8555
相談支援事業所ロビン・フッド (福) 石川整肢学園	瀬領町丁 1 番地 2	46 - 1306
相談支援事業所こまつ (福) こまつ育成会	長崎町 2 丁目 103	48 - 5780
相談支援センターなごみ (福) なごみの郷	北浅井町り 123 番地	23 - 7232
相談支援事業所「チャレンジ」 (医) 澄鈴会	矢田野町ヲ 98 番地 1	43 - 4355
やたの生活支援センター (福) 共友会	矢田野町ミ 30 番地	44 - 7115

※土日、祝日、夜間は、市役所警備員室までご連絡ください。

のちほど担当より折り返しご連絡します。

電 話 : 22-4111

メー ル : fukushika@city.komatsu.lg.jp ※夜間休日(開庁日でも可)

10 小松市すこやかセンター（発達支援センターえぶりい）

【業務内容】

○発達上の不安や悩みについての相談・支援

【問い合わせ先】小松市すこやかセンター（発達支援センターえぶりい） 24-8434

11 小松年金事務所

【業務内容】

○年金制度による障害年金の相談

【問い合わせ先】小松年金事務所 24-1791

12 小松公共職業安定所

【業務内容】

○障がい者の就職相談と職業の紹介

【問い合わせ先】小松公共職業安定所 24-8609

13 小松労働基準監督署

【業務内容】

○労働条件・職場環境・労災保険に関する相談

【問い合わせ先】小松労働基準監督署 22-4231

14 南加賀保健福祉センター

【業務内容】

○難病・精神保健福祉に関する相談・支援

○精神科医、精神保健福祉士、保健師等の専門職による電話相談や面接相談を行っています。（あらかじめ予約が必要です）

【問い合わせ先】南加賀保健福祉センター 22-0796

15 石川県こころの健康センター

【業務内容】

○専門職による電話相談や面接相談を行っています。

【電話相談専用】 こころの相談ダイヤル（24時間365日対応）

076-237-2700 （平日）9時～17時

0570-783-780 （平日）17時～翌日9時
（土・日・祝日）0時～24時

【電話相談】 精神保健福祉相談 076-238-5750（相談課直通）

【面接相談】 面接は要予約のため、あらかじめ電話で来所の日時を相談ください。
（月～金／8時30分～17時15分／年末年始・祝日は除く）

16 いしかわこころの救急ダイヤル

【業務内容】

○緊急的な精神医療相談に対応するための24時間体制の相談窓口です。

【問い合わせ先】 いしかわこころの救急ダイヤル（24時間対応） 076-238-3300

17 精神科救急医療当番病院のご案内

【業務内容】

○休日・夜間に精神科の入院治療が緊急に必要と思われる場合は、当番病院をお知らせします。

【問い合わせ先】 当番病院受付時間 （毎日）午後5時～翌日午前9時 （日・祝日・年末年始＜12／30～1／3＞）午前9時～午後5時

当番病院のご案内（24時間対応） 076-225-1499

注1）3ヶ月以内に精神科に受診している場合は、まずそちらの病院に電話してみてください。

注2）当番病院案内電話では、録音テープにより当番病院の情報を提供しています。居住されている地区により、当番病院が異なります。案内電話でご自分の地区の当番病院がわかりましたら、あらかじめ当番病院に電話をおかけになって受診してください。

注3）当番病院には、緊急に精神科の治療が必要と思われる場合にのみ、電話をおかけください。精神科の受診治療に関係のない一般の相談は、ご遠慮ください。

2 相談員

1 障がい者相談支援

【業務内容】

○障がい者（児）や家族の方々の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な様々な支援を行っています。

【費用】 無料

相 談 支 援 所	連 絡 先
〒923-0183 小松市瀬領町丁1-2 (福) 石川整肢学園 相談支援事業所 ロビン・フッド	46 - 1306
〒923-0004 小松市長崎町2丁目103 (福) こまつ育成会 相談支援事業所 こまつ	48 - 5780
〒923-0851 小松市北浅井町123 (福) なごみの郷 相談支援センター なごみ	23 - 7232
〒923-0342 小松市矢田野町ヲ98-1 (医) 澄鈴会 相談支援事業所 「チャレンジ」	43 - 4355
〒923-0342 小松市矢田野町ミ30 (福) 共友会 やたの生活支援センター	44 - 7115
〒923-0153 小松市金平町ヌ84番地 (福) うめの木学園 支援センター うめの木	41 - 1301
〒923-0854 小松市大領町ロ212 (福) 南陽園 相談支援事業 あぷりこっ兎	080-1969- 9866
〒923-0801 小松市園町ハ36番地1 (株)小松 IT 就労支援センター 相談支援事業 え〜る	24 - 3313
〒923-0961 小松市向本折町ニ32-2 (福) 松寿園 相談支援事業所 ドレミ	080-1985- 3970
〒923-0001 小松市大島町乙77 (株) sprout 相談支援事業所 すぶらうと	23-3920

2 身体障害者相談員・知的障害者相談員

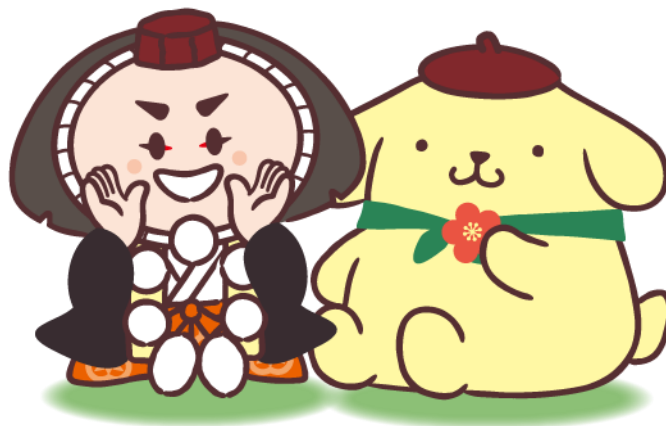
小松市長より委嘱され、身体や知的に障がいのある人への相談と助言を行っています。

① 身体障がい者に関する相談員

氏 名	電 話 番 号	障がい別
林 外三男	44 - 7185	肢体
中 野 良 平	65 - 2353	肢体
新 家 克 博	22 - 2952	肢体
新 家 真由美	22 - 2952	肢体
越 村 節 子	47 - 0339 (FAX)	聴覚
岡 田 勝 夫	24 - 3611	視覚

② 知的障がい者に関する相談員

氏 名	電 話 番 号
中 野 晴 美	44 - 8348
堂 野 繁 美	47 - 2745
林 武 嗣	24 - 6597
山 田 千 春	22 - 5392



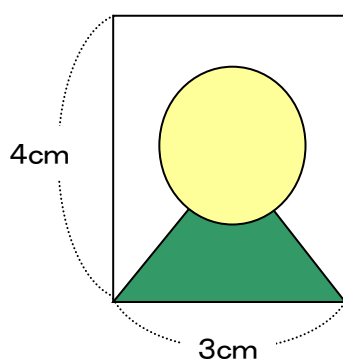
3 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

1 身体障害者手帳

肢体、視覚、聴覚または平衡機能、音声または言語機能、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能に永続する障がいがある場合、申請に基づき県から手帳が発行されます。障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までの等級が決定されます。この手帳を持つことによって各種福祉サービスを受けることができます。他人に譲渡したり貸与したりすることはできません。

申請の種類	必要な書類	交付申請書	再交付申請書	居住地・氏名変更届	診断書	顔写真（1枚）	マイナンバー	身体障害者手帳	返還届	障がい者証明書交付願
新規	規	○			○	○	○			
等級変更			○		○	○	○			
紛失・破損			○			○	○			
居住地・氏名変更				○			○	○		
返還							○	○	○	
手帳証明書										○
備考	マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。 診断書は身体障害者福祉法第15条の指定医師が作成したもので、原則診断日から3ヶ月以内に申請されたものが有効です。									
問い合わせ先		ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052								

*****写真サイズ*****



※ 顔写真はカラーコピー不可。
顔が小さい、着帽、サングラス・色眼鏡着用、本人以外が写っている写真などは原則不可。
概ね1年以内のもの。

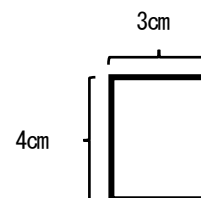
2 療育手帳

申請に基づいて、知的障がい児（者）（知的機能障がいが発達期（概ね18歳まで）に表われ、日常生活に支障が生じている者）に手帳が発行されます。その程度により A（重度）、B（中軽度）に区分されます。

手帳には有効期限があります。手帳に再判定年月日が記載されていますので、ふれあい福祉課より連絡がありましたら更新手続きをしてください。

※写真サイズ 縦4cm×横3cm

（カラーコピー不可）



必要な書類 申請の種類	交付申請書	同意書	更新申請書	記載事項変更届	生活現状調査票	再交付申請書	顔写真（1枚）	療育手帳	返還届	申出書	身体障害者手帳
新規	○	○ ※1			○ ※2		○				○ ※3
更新			○		○ ※2		○				○ ※3
紛失・破損						○	○				
居住地・氏名変更 県内からの転入				○				○			
県外からの転入	○				○ ※2		○	○		○	○ ※3
返還								○	○		
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052											

※1 同意書は、18歳以上の方が申請されるときにのみ記入。

※2 未就学児・・・生活現状調査票『未就学児用』

未就学児以外・・・生活現状調査票『学齢児童・者用』 をそれぞれ記入。

※3 新規・更新・転入の申請の際に、既に身体障害者手帳を所持している人のみ必要。

3 精神障害者保健福祉手帳

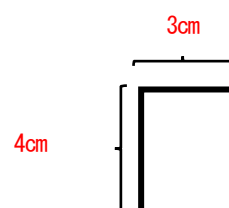
申請に基づいて、精神に障がいのある方（知的障がい者は除く）に手帳が発行されます。障がいの程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの等級が決定され、手帳には有効期限があります。手帳交付の決定した日から2年後の日の属する月の末日までです。更新手続きは、有効期限の日の3か月前から申請を行うことができます。

必要な書類 申請の種類		交付 申請書	※ 顔 写真	マイ ナン バー	※ 1 診 断 書	記載 事項 変更 届	返 還 届	精神障害者保健福祉手帳	年金 証書 等	※ 2 同 意 書
受給者	新 規	○	○	○					○	○
	更 新	○		○				○	○	○
未受給者	新 規	○	○	○	○					
	更 新	○		○	○			○		
共通	等 級 変 更	○	○	○	○					
	紛 失 ・ 破 損	○	○	○						
	居住地・氏名変更 県内からの転入			○		○		○		
	県外からの転入	○	○	○		○		○		
	返 還						○	○		
備 考	マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。									
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052										

※1 初診日から6か月を経過した以降における精神保健指定医その他精神障がいの診断または治療に従事する医師の診断書。

※2 年金事務所等に、年金の等級や年金を受ける理由となった障がいを照会するために使用します。

※ 写真サイズ 縦4cm×横3cm
(カラーコピー不可)



4 年金・手当

1 障害基礎年金

支 給 対 象	①初診日が国民年金加入期間である方。 もしくは初診日が20歳前または60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)の方 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は請求できない場合があります。
	②初診日の前日において一定の保険料を納め(または免除され)ている方 ※20歳前に初診日がある場合を除きます。
	③障がい認定日の障がいの状態が障がい等級表の1、2級にあてはまる方 ※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。
問い合わせ先 医療保険課 国民年金担当 24-8060 小松年金事務所 24-1791	

2 障害厚生年金

支 給 対 象	①初診日に厚生年金に加入している方
	②一定の保険料を納め(または免除され)ている方
	③障がい認定日の障がいの状態が障がい等級表の1～3級にあてはまる方 ※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。
問い合わせ先 小松年金事務所 24-1791	

*****用語の説明*****

- ・初 診 日：障がいの原因となった傷病について、初めて医師等の診察を受けた日。
- ・障がい認定日：障がいの程度の認定を行う日のことで、原則、初診日から1年6か月経過した日。

3 特別障害者手当

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

対 象 者	20歳以上で、障がい程度が認定基準に該当する方 (例) 表1の1～7の項目が2つ以上あること ※診断書に基づき審査を行うため、障害者手帳をお持ちでない要介護4、5の方などでも対象になることがあります。
支 給 額	月額 29,590円 (令和7年4月1日現在)
支 給 月	2, 5, 8, 11月
申請手続きに必要な書類	①認定請求書 ②認定診断書 ※所定の様式 (障がいの種別により異なります。) ※身体障害者手帳 又は 療育手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、省略できる場合もあります。 ③請求者本人の年金番号・年金種類・年金受給額がわかるもの ④マイナンバー ⑤請求者本人名義の預金口座のわかるもの
対象とならない方	・施設に入所している方 ・病院に3か月を超えて継続して入院している方
備 考	所得制限あり マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

表1

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいの有するもの、または両上肢の全ての指を欠くもの。若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がい有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がい有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4 障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい児に支給されます。

対 象 者	20歳未満で、障がい程度が表2に該当する方
支 給 額	月額 16,100円（令和7年4月1日現在）
支 給 月	2, 5, 8, 11月
申請手続きに必要な書類	①認定請求書 ②認定診断書 ※所定の様式（障がいの種別により異なります。） ※身体障害者手帳 又は 療育手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、省略できる場合もあります。 ③マイナンバー ④本人名義の預金口座のわかるもの
対象とならない方	・障がいを理由とする年金を受給している方 ・施設に入所している方
備 考	所得制限あり マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

表2

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

5 特別児童扶養手当

障がい有する20歳未満の児童を扶養している方に支給されます。手帳の所有の有無は問いません。

対 象 児	①身体障害者手帳 1～3級（4級の一部） ②療育手帳 AおよびBの一部 ③ ①②と同程度の障がい有する児童
支 給 額	月額 1級 56,800円 2級 37,830円（令和7年4月1日現在） ※1,2級は手帳等級とは異なります。
支 給 月	4, 8, 12月
申請手続きに必要な書類	①認定請求書 ②認定診断書 ※所定の様式（障がいの種別により異なります。） ※身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの場合は、省略できる場合もあります。 ③戸籍謄本 ※受給資格者と対象児童のもの ④振込口座申出書・請求者本人名義の預金口座のわかるもの ⑤マイナンバー
対象とならない方	・障がいを理由とする年金を受給している方 ・施設に入所している方
備 考	所得制限あり マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

6 児童扶養手当

父母が離婚または父（母）が死亡あるいは重度の障がいの場合、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童又は20歳未満で政令で定める障がいのある児童を養育している父または母に手当が支給されます。

対象とならない場合	①日本国内に住所がないとき ②児童が児童福祉施設に入所または里親に委託されているとき ③父または母の配偶者に養育されているとき（重度の障がいがあるときは除く）
備 考	所得制限あり
問い合わせ先 子育て支援課 24-8057	

7 ジェット機騒音福祉手当

ジェット機騒音のため方向感覚を失い、行動に支障をきたす重度の視覚障がい者（児）に対し、福祉手当を支給します。

対 象 者	1級の視覚障がい者（児）
支 給 額	年額 14,000円
支 給 月	10月
対象とならない方	施設に入所している方 10月1日時点で、本市に住所を有している期間が6か月未満の方
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

8 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が加入して掛金を納めることにより、保護者（加入者）が死亡または重度障がいになったとき、障がい者（児）に生涯、一定額の年金が支給されます。

対 象 者	下記の障がい者を扶養している、加入時の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満の健康な方 ①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳所持者 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が ①または②の者と同程度と認められる方																		
掛 金 額	<table><tr><td>保護者の年齢（加入時）</td><td>掛金月額（一口あたり）</td></tr><tr><td>35歳未満の方</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>35歳以上40歳未満の方</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>40歳以上45歳未満の方</td><td>14,300円</td></tr><tr><td>45歳以上50歳未満の方</td><td>17,300円</td></tr><tr><td>50歳以上55歳未満の方</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>55歳以上60歳未満の方</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>60歳以上65歳未満の方</td><td>23,300円</td></tr></table> （令和7年4月1日現在）			保護者の年齢（加入時）	掛金月額（一口あたり）	35歳未満の方	9,300円	35歳以上40歳未満の方	11,400円	40歳以上45歳未満の方	14,300円	45歳以上50歳未満の方	17,300円	50歳以上55歳未満の方	18,800円	55歳以上60歳未満の方	20,700円	60歳以上65歳未満の方	23,300円
保護者の年齢（加入時）	掛金月額（一口あたり）																		
35歳未満の方	9,300円																		
35歳以上40歳未満の方	11,400円																		
40歳以上45歳未満の方	14,300円																		
45歳以上50歳未満の方	17,300円																		
50歳以上55歳未満の方	18,800円																		
55歳以上60歳未満の方	20,700円																		
60歳以上65歳未満の方	23,300円																		
年 金 額	月額 一口加入者 20,000円 二口加入者 40,000円																		
備 考	・掛金は税金控除の対象になります。 ・一口目掛金に対して下記のとおり一部助成があります。 <table><tr><td></td><td>世帯区分</td><td>補助率</td></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>生活保護世帯</td><td>100%</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>50%</td></tr><tr><td>住民税課税のうち均等割のみ課税世帯</td><td>30%</td></tr><tr><td>小松市</td><td>全世帯</td><td>30%</td></tr></table> （令和7年4月1日現在）				世帯区分	補助率	石川県	生活保護世帯	100%	住民税非課税世帯	50%	住民税課税のうち均等割のみ課税世帯	30%	小松市	全世帯	30%			
	世帯区分	補助率																	
石川県	生活保護世帯	100%																	
	住民税非課税世帯	50%																	
	住民税課税のうち均等割のみ課税世帯	30%																	
小松市	全世帯	30%																	
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052																			

5 医 療

1 障がい者医療費の助成

かぜやケガなどによる通院・入院に対する医療費の自己負担分（健康保険適用分）を助成します。保険外の費用（入院時の室代や食事療養費など）は助成の対象になりません。

対 象 者	身体障害者手帳 1～3 級所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
助 成 額	通院・入院医療費等の自己負担分（薬剤含む）
助 成 方 法	病院の窓口で、マイナ保険証又は資格確認書と一緒に<u>障がい者医療費受給者証</u>を提示してください。（自己負担分を支払う必要はありません。） ※ただし、障がい者医療費受給者証の提示がない場合や、県外の医療機関を受診した場合などは、医療機関の窓口で一旦自己負担分を支払った後、必要書類(*)を持参の上、ふれあい福祉課窓口で払い戻しの手続きをしてください。 (*)払い戻し手続きに必要な書類 ①病院の領収書（ご本人の氏名の記載・医療機関の領収印があるもの） ②ご本人名義の振込口座がわかるもの（新規または振込先変更の場合） 令和 2 年 9 月 1 日時点で 6 5 歳以上の対象者は、令和 2 年 9 月診療分までは払い戻しの手続きが必要です。
医療保険の高額療養費	払い戻しの手続きにおいて、医療費が高額になった場合、加入している医療保険より高額療養費の支給が発生する場合があります。その場合は高額療養費の支給を受けてから、<u>高額療養費の金額がわかるもの</u>を持参の上、ふれあい福祉課窓口で払い戻しの手続きをしてください。 （後期高齢者医療制度及び国民健康保険加入者は高額療養費の支給前でも手続きができます。）
受 付 窓 口	ふれあい福祉課、南支所、小松駅前行政サービスセンター、行政連絡所
備 考	・受給者、配偶者及び扶養義務者（同居している父母、兄弟姉妹、子、祖父母など）の前年の所得が一定額を超える場合は支給されません。詳細はホームページをご覧ください。 ・介護保険の 1 割負担の払い戻しはできません。 ・払い戻し申請期間は診療月の翌月から 5 年間です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

※ 6 5 歳以上で、1～3 級及び 4 級の一部の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

【後期高齢者医療制度加入の手続き】

問い合わせ先 医療保険課 後期高齢者医療担当 24-8148

2 入院療養援護金の給付

市町村民税非課税世帯で30日以上継続して入院している方に援護金を支給します。

対 象 者	身体障害者手帳1、2級 療育手帳A、B（一部）
支 給 額	30日につき、期間中にかかった食事療養費分（限度額＝10,000円）
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

3 自立支援医療の給付（更生医療）

身体障がい者の日常生活・職業生活を容易にするため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療（手術・治療）を給付します。

対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳所持者
対 象 内 容	主な療養
	心臓機能障がい 弁形成・置換術、ペースメーカー電池交換術、冠動脈バイパス術等 ※ （手術により障がい除去、軽減が見込まれるもの）
	じん臓機能障がい 血液透析、腹膜透析、腎移植後の免疫抑制療法
	肝臓機能障がい 肝移植後の免疫抑制療法
備 考	医療費の1割負担（月額上限が世帯に応じて設定されます）。 病院・薬局が指定されています。 申請にはマイナンバーが必要です。 マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

4 自立支援医療の給付（育成医療）

身体上の障がいのある児童、または現存する疾患について医療を行わないと、将来障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できるものに医療費を助成します。

対 象 者	18歳未満の児童
備 考	医療費の1割負担（月額上限が世帯に応じて設定されます）。 病院・薬局が指定されています。
問い合わせ先	子育て支援課 24-8057

5 自立支援医療の給付（精神通院）

対 象 者	精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする病状にある方
対 象 内 容	医療費の1割負担（月額上限が世帯に応じて設定されます）。
申し込み方法	①申請書 ②マイナ保険証又は資格確認書 ③所定の診断書(初めての申請時、初回申請後2年に1度必要) ④各種年金を受給されている方は年金証書 ⑤年金の振込み金額がわかるもの (年金振込通知書もしくは、通帳の写しなど) ⑥自立支援医療受給者証（既に認定を受けている方）
備 考	<u>1年ごとに再認定の手続きが必要です。（有効期間の終了する3ヶ月前から）</u> 受給者証の内容に変更がある場合も手続きが必要です。 マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

6 ひとり親家庭等医療費の助成

18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童（障がいのある場合は20歳未満）が、ひとり親家庭、又は父（母）が重度障がいの場合、親は保険診療分にかかる医療費から1ヶ月につき500円を差し引いた額を助成します（所得制限あり）。児童については医療費の窓口無料化を行っております。

問い合わせ先 子育て支援課 24-8057

6 助成制度

1 補装具の支給

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすくするため、補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し、購入・借受け・修理にかかる費用を支給します。

対象者及び 対 象 種 目 ★のついているものは介護保険優先の種目です。	区分	対象種目
	手足の不自由な人	義手、義足、装具、姿勢保持装置、 ★車椅子、★電動車椅子、 ★歩行器、★歩行補助つえ、 重度障害者用意思伝達装置 (手足が不自由で言語機能に支障のある方)
	耳の不自由な人	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理
	目の不自由な人	眼鏡、コンタクトレンズ、義眼、 視覚障害者安全つえ
	児 童 の み	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、 排便補助具
申 込 み 方 法	申請書、診断書(意見書)、業者の見積書、カタログ等、身体障害者手帳の写しを 購入前に 提出（事前申請） ※購入・借受け・修理を行った後の申請（事後申請）は、対象外になります。 ※姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置は内容によって必要書類が異なりますので、申請前にふれあい福祉課までお問い合わせください。	
備 考	自己負担は原則 1 割（対象種目ごとに基準額があります）。 18 歳以上は所得制限あり（本人または配偶者のうち市民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は対象外）。 申請にはマイナンバーが必要です。	
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052		

*****耐用年数*****

補装具には、対象種目ごとに耐用年数が定められています。原則として、耐用年数内の再購入申請は認められません（修理申請は可能）。また、耐用年数を超えた場合であっても、補装具が使用できる間は、再購入申請は認められません。

※「購入又は修理」に加えて、歩行器等の一部品目の「借受け」が追加されました。

詳しくは、ふれあい福祉課までお問い合わせ下さい。

2 中軽度難聴児の補聴器購入の助成

身体障害者手帳の取得要件に満たない難聴児の補聴器の購入・修理にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の交付対象とならない児童（18歳未満）で、医師に補聴器の装用が必要と認められた方
対 象 内 容	補聴器購入費または基準額の3分の2を助成
申し込み方法	申請書、診断書（意見書）、業者の見積書を 購入前に 提出（事前申請） ※購入・修理後の申請は、対象外になります。
備 考	対象種目ごとに基準額があります。 所得制限は令和6年4月から撤廃されました。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

3 医療的ケア児等の衛生用品等購入費の助成

医療的ケアが必要なお子様がいるご家庭の家計負担を軽減するため、日常的に使用する衛生用品等の購入費を助成します。

対 象 者	医療的ケアが必要な子ども（20歳未満）を在宅看護している家庭 ※ただし下記の条件があります。 ・小松市に住所を有していること ・医療的ケア児等を月に20日以上在宅で養育していること ・小松市納税等の滞納がないこと
対象の衛生用品	ガーゼ、アルコール綿、洗浄綿、ビニール手袋、消毒液、経管チューブ、シリンジ（注射器用）、カテーテル（挿入チューブ）、固定用テープ、ウェットティッシュ、口腔ケア用品、とろみ剤、絆創膏、保湿剤、オムツ袋 他 ※原則、医療保険の適用を受けている衛生用品等を除きます。
申し込み方法	用品を購入後、実績報告書および領収書を提出 ※金額および購入した用品が明記されたものをご提出ください。
助成額	1人につき年額上限60,000円 助成金は指定口座に振込みます。
備 考	<u>事前に申請が必要</u> になりますので、ふれあい福祉課までお問い合わせください。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉サービス担当 24-8050	

4 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付

対 象 者	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている児童がいる家庭 ※身体障害者手帳を持っている等他の制度を利用できる場合は、他の制度が優先されます。
対象種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ器具（消化器系・尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

5 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者に対し、日常生活を容易にするため、用具を給付します。

対象者及び 対 象 種 目 ■のついて いるものは 療育手帳A 所持者も対象 ★のついて いるものは 介護保険優先の 種目 ●のついて いるものは 年齢制限あり ◎のついて いるものは 指定難病患者も 対象	区分	対象種目	障がい程度
	日常起居動作に 支障のある人	★●◎特殊尿器、■●◎特殊マット(3～18歳は2級)	下肢、体幹1級
		★●◎便器（ポータブルトイレ）（手すり取付）、●入浴担架、 ★●◎体位変換器、★●◎特殊寝台、●訓練いす、 ★●◎移動用リフト、●◎訓練用ベッド	下肢、体幹 1、2級
		★●◎入浴補助用具（手すり、チェアーなど）	下肢、体幹
		■頭部保護帽、歩行補助つえ（T字状・棒状）	下肢、体幹、平衡
		★●◎移動・移乗支援用具（手すり、スロープなど）	下肢、体幹、平衡 1、2、3級
		■★●◎特殊便器	上肢1、2級
		言葉が不自由な人 字の書けない人	●携帯用会話補助装置
	人工喉頭		音声・言語
	耳の不自由な人	●情報・通信支援用具	上肢1、2級・ 視覚1,2,3級
		●屋内信号装置	聴覚2級
	目の不自由な人	●通信装置、情報受信装置、人工内耳用音声信号処理装置	
		●盲人用時計、●点字タイプライター、■●電磁調理器、 ●盲人用体重計、●盲人用体温計、●盲人用血圧計、●音声 式歩行時間延長信号機用小型送信機、●活字文書読上げ装置 （暗号読取式：1,2級、文字読取式：1級）、●ICタグレコー ダー、●色柄音声認識装置、●点字器、●点字ディスプレ イ、●地デジラジオ	視覚1、2級
		●視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1,2,3級
		点字図書、●拡大読書器	
	体の内部に 障がいのある人	●盲人用時計、●点字タイプライター、■●電磁調理器、 ●盲人用体重計、●盲人用体温計、●盲人用血圧計、●音声 式歩行時間延長信号機用小型送信機、●活字文書読上げ装置 （暗号読取式：1,2級、文字読取式：1級）、●ICタグレコー ダー、●色柄音声認識装置、●点字器、●点字ディスプレ イ、●地デジラジオ	視覚1、2級
		●視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1,2,3級
		点字図書、●拡大読書器	
		ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、収尿器	
		●透析液加温器	じん臓1、3級
その他	●◎ネブライザー(吸入器)、●◎電気式たん吸引器、 ●◎人工呼吸器等用自家発電機又は外部バッテリー	呼吸器1、3級	
	◎静脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 酸素ボンベ運搬車	難病のみ	
その他	■◎自動消火器、■火災警報器（感知・避難が著しく困難な 障がい者のみの世帯）	1、2級	
	●紙おむつ ・脳原性運動機能障がいの方（身体と療育重度の重複） ・ストマ用装具の装着が困難な方		
申 込 み 方 法	申請書、業者の見積書、カタログ等(ストマ用装具、紙おむつ以外)を 購入前に 提出。 ※カタログ等は、用具の仕様が確認できる書類（コピー可）を提出してください。 ※購入後の申請は対象外となります。		
備 考	自己負担は原則1割（対象種目ごとに基準額があります）。 18歳以上は所得制限あり（本人または配偶者のうち市民税所得割が46万円以上の方 がいる場合は対象外）。 申請にはマイナンバーが必要です。		
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052		

6 自動車改造費の助成

① 本人運転

就労等社会参加のため、自動車の操向・駆動装置等を改造する場合、改造費の一部を助成します。

対 象 者	上肢、下肢、体幹障がい1、2級（過去にこの制度を受けたことがない又は、適用を受けてから7年以上経過している世帯）
助 成 金 額	改造に直接要した経費のうち限度額10万円
備 考	所得制限があります。 申請にはマイナンバーが必要です。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

② 介助者運転

在宅の障がい者の外出を容易にするため、自動車をリフト付き、回転シート付き又は超低床に改造する場合、改造費の一部を助成します。※個別等級については、ふれあい福祉課までご連絡ください。

対 象 者	下肢、体幹障がい1、2級（※個別等級）で、常時車いすを必要とする方がいる世帯（過去にこの制度を受けたことがない又は、適用を受けてから7年以上経過している世帯）			
助 成 金 額	改造に直接要した経費の1／2で、限度額は次のとおりです。			
	事 業 の 区 分		限度額	
	回転シート付車両への改造または当該車両の購入	電動装置がない 回転シート	前部座席が回転	5万円
			後部座席が回転	8万円
		電動装置のある回転シート （上下作動装置付）		12万円
	リフト付車両への改造または当該車両の購入		20万円	
超低床車両への改造または当該車両の購入				
備 考	所得制限があります。 申請にはマイナンバーが必要です。			
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24－8052			

7 自動車運転免許取得費の助成

社会復帰するため、自動車運転免許を取得した場合、取得費の一部を助成します。

対 象 者	下肢、体幹障がい1～3級、その他身体障がい1、2級（過去にこの助成を受けていない方）
申し込み期間	免許取得後6ヶ月以内
助 成 金 額	限度額10万円 （教習所において自動車運転免許取得に要した経費の3分の2以内） 申請にはマイナンバーが必要です。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

8 福祉タクシー利用料金の助成

通常の交通機関を利用することが困難な障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

対 象 者	・ 視覚、下肢、体幹障がい…………… 1、2級、1種3級 ・ 聴覚…………… 2級 ・ 内部障がい…………… 1級 ・ 療育手帳所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳…………… 1、2級
対象とならない方	施設に入所している方、自動車税・軽自動車税（種別割）の減免を受けている方
助 成 券	1回1枚の利用で基本料金（初乗運賃）が助成になります。 1年間36枚綴り1冊です。（有効期限内は再発行いたしません。）
利用できる タクシー会社	一覧はふれあい福祉課にて配布しています。 小松市役所ホームページでもご覧いただけます。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

9 障害者温泉療養事業

障がい者手帳をお持ちの方が指定の宿泊施設を利用する際に、各年度につき

1回助成券を交付します。

対 象 者	・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している石川県内在住の在宅の障がい者 ・ 重度の障がい者（身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）の付添人で市町村が認めた者（1人）
助 成 額	小松市 1人1泊につき1,000円 石川県 1人1泊につき3,000円 または日帰り1回1,000円（3回まで利用可能）
指定宿泊施設	七尾市 あへの風、お宿すず花、加賀屋、国民宿舎能登小牧台 日本の宿 のと楽、ホテル海望、はまづる 小松市 のとや、小松グリーンホテル（貸切風呂利用時のみ適用） 能美市 まつさき 輪島市 ホテルこうしゅうえん 珠洲市 珠洲ビーチホテル 加賀市 森の栖、ゆのくに天祥、すゞや今日楼、葉渡利、ホテル翠湖、 白山菖蒲亭 羽咋市 休暇村能登千里浜 志賀町 いこいの村能登半島、シーサイドヴィラ渤海 金沢市 川端の湯宿 滝亭 （令和6年2月29日現在）
備 考	必ず、 <u>利用前に申請</u> してください。 予約時に、助成券を利用する旨を宿泊施設へ申し出てください。 旅行会社を通じた予約・ネット予約等により、宿泊料が前納されている場合は割引を受けることができません。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

10 住宅リフォームの資金助成

① 日常生活用具における住宅改修費

対 象 者	在宅の下肢、体幹障がい者 3級以上または指定難病患者（学齢児以上）
対 象 内 容	障がい者等のための台所、トイレ、浴室、玄関などの改修工事費
申 込 み 方 法	<u>改修前に</u> 申請書、業者の見積書、工事図面、工事前の写真を提出。 <u>工事終了後</u> に工事後の写真を提出。 ※改修後の申請は対象外となります。
備 考	申請は1人1回です。申請にはマイナンバーが必要です。 20万円を上限として費用の9割を助成します（自己負担は原則1割のため、原則18万円の助成）。 介護保険が適用される方は助成の対象となりません。（介護保険を利用） 18歳以上は所得制限があります（本人または配偶者のうち市民税所得割が46万円以上の方がいる場合は対象外）。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

② 在宅支援型住宅リフォーム推進事業(障害のある人にやさしい住宅リフォーム推進事業)

対 象 者	住民税非課税世帯であり、在宅で下記の対象者の方がいる世帯 ・身体障害者手帳 2 級以上の方がいる世帯 ※下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障害（移動機能障害に限る）については 3 級以上 ・療育手帳 A の方がいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯 ※世帯分離をしても、同居であれば、その同居者すべてが非課税である 必要があります。														
内 容	障がい者のために手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋 式便器等への便器の取替え、床材のクッション素材への貼り替え、壁のクッ ション素材又は防音効果のある素材への貼り替え、二重窓の設置などを改修 する場合、工事費の一部を助成します。														
補 助 率	<table><tr><th>世帯区分</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>生 活 保 護 世 帯</td><td>1 0 0 %</td><td>1 0 0 万円</td></tr><tr><td>住 民 税 非 課 税 世 帯</td><td>9 0 %</td><td>1 0 0 万円</td></tr><tr><td>住 民 税 課 税 世 帯</td><td>0 %</td><td>0 円</td></tr></table>			世帯区分	補助率	補助限度額	生 活 保 護 世 帯	1 0 0 %	1 0 0 万円	住 民 税 非 課 税 世 帯	9 0 %	1 0 0 万円	住 民 税 課 税 世 帯	0 %	0 円
世帯区分	補助率	補助限度額													
生 活 保 護 世 帯	1 0 0 %	1 0 0 万円													
住 民 税 非 課 税 世 帯	9 0 %	1 0 0 万円													
住 民 税 課 税 世 帯	0 %	0 円													
備 考	相談受付後、事務担当者及び作業療法士等が自宅を訪問します。 ※介護保険が適用される方は助成の対象とはなりません。（介護保険を利用） ※自宅訪問前に工事着手したものについては助成の対象になりません。 ※この補助事業の適用を既に受けた方は原則として対象になりません。														
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24－8052														

7 税の減免・料金の割引

1 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障がい者が運転、あるいはその家族（同一世帯の方）や介護者が障がい者の通学、通院、通所、通勤等のために運転する自家用車については、1人につき1台の自動車（軽自動車等も含む）、税金が減免となります（減免は申請が必要です）。

① 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免

○：該当

	等級別		本人運転・家族・介護者運転					
	障がい別		1	2	3	4	5	6
対象者 ※	視 覚 障 が い		○	○	○	○	○	
	聴 覚 障 が い			○	○			
	平 衡 機 能 障 が い				○		○	
	音 声（喉頭摘出）機能障がい				○			
	上 肢 機 能 障 が い		○	○				
	下 肢 機 能 障 が い		○	○	○	○	○	○
	体 幹 機 能 障 が い		○	○	○		○	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい（一上肢のみの運動機能障がいを除く）	○	○				
		移動機能障がい	○	○	○	○	○	○
	心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸の機能障がい		○		○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい		○	○	○			
	知 的 障 が い		療育手帳 A					
	精 神 障 が い		精神障害者保健福祉手帳1級でかつ自立支援医療の受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている者 注）普通自動車の場合は、手帳保持のみで可（1級）					

※2つ以上の重複障がいがあり総合等級となっている場合は、各障がいの個別等級により判断

【車の所有者について】

車の所有（納税義務者）は、障がい者本人でなければなりません。

ただし、身体障がい者が年齢１８歳未満、知的障がい者、精神障がい者の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車でも減免可能です。そうでない場合は、３月末日までに車検証の名義を本人に変更し、翌年度の自動車税から減免申請を行ってください。なお、年齢１８歳未満を要件として家族所有により減免を受けた方については、満１８歳になった翌年度以降最初に到来する車検証の有効期限までに、本人の所有にする必要があります。

【年度の途中で名義変更により車を取得した場合】

名義変更により車を取得した場合、自動車税については、その年度は課税されないため、減免できません（４月１日現在の所有者等が納税義務者になります）。

【申請手続きについて】

◆普通自動車の場合

・新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く）

	申請日	減免額	申請書提出先
1	車を登録するとき（登録日）	全額	石川県税務課分室
2	登録日以後、当該年度の２月末日まで	申請日の翌月から月割で計算した額	小松県税事務所

・４月１日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	減免額	申請書提出先
1	3月31日現在	自動車税納期限内（5月末）	全額	小松県税事務所
2	減免要件に該当	納期限後から当該年度の2月末日まで	申請日の翌月 から月割で計 算した額	
3	4月1日以後に 減免要件に該当	減免要件該当日から当該年度の2月 末日まで		

◆軽自動車の場合

	申請日	減免額	申請書提出先
新規の場合	軽自動車税納税通知書が届いてから５月３１日までの期間（ただし、期間内に申請できない事情等がある場合は、お早めに市税務課窓口までご連絡下さい）。	全額	小松市税務課
継続の場合	毎年４月に「お知らせ」が届きますので、変更がないか確認下さい。 ・変更ありの場合は、５月３１日までに手続き必要 ・変更なしの場合は、手続き不要		

種 類	申 請 に 必 要 な 書 類
本 人 運 転	①納税通知書 ※ ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、(戦傷病者手帳) ③運転免許証 ④減免申請書(申請書提出先にあります) ⑤マイナンバー★ ⑥車検証(障がい者本人の名義のもの)
家 族 運 転 (同一世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦世帯全員の住民票(続柄記載のもの) ※ ⑧自動車使用目的証明書(次のいずれかに該当することの証明書 様式有) ア 通学(園)証明書・・・学校(園)長の証明 イ 通院証明書・・・・・・医師(はり、灸、マッサージ師等不可)の証明 (疾病名、病状、通院回数等の記載により継続的な通院が認められるもの) ウ 通所(通勤)証明書・・所長(雇用主)の証明 (通学(園)・通所には、児童福祉施設等に入所している者が月2回以上帰宅する際の送迎を含む) エ 生業証明書・・・・・・民生委員・町会長等の証明
介 護 者 運 転 (別世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦介護者の住民票 ※ <u>介護者運転の場合、②の手帳に常時介護者として氏名等の証明があること。</u> <u>この証明については、小松市ふれあい福祉課にて行いますので申請をして下さい。</u> ≪常時介護者運転の証明に必要なもの≫ 1 運行計画書 2 証明書(通院先等) 3 誓約書 4 介護者の運転免許証 5 車検証(障がい者本人の名義のもの)

介護者運転…障がい者のみで構成される世帯で、別世帯のものが継続して少なくとも1年以上、週3日以上通学等のため運転を行っているか、行う見込のもの。

【提出書類】 ※印について、軽自動車の場合は必要ありません。

★印について、普通自動車の場合は必要ありません。

注) ⑦を申請日の前に取得する場合は、申請日前2か月以内のものであれば有効になります。

2か月以上前に取得した証明は、取り直しになります。ご注意ください。

② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

自動車（軽自動車を含む）を取得する場合、一定の評価額以上であれば中古車でも課税されますので、車を登録するときに減免申請を行ってください。

対 象 者	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
必 要 な も の	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
申 請 期 限	車を登録するとき（登録の日）

【お問い合わせ先】

① 普通自動車（種別割）、環境性能割について		
石 川 県 税 務 課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県税務課分室	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館内	076-239-3631
石川県税務課分室	小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
② 軽自動車（種別割）について		
小 松 市 税 務 課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8029

※税環境性能割につきましては、軽自動車の場合でも上記①のいずれかまでお問い合わせ下さい。



2 各種税金控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、次のような措置が設けられています。

① 所得税・住民税の障がい者控除

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
手 続 き 方 法	給与所得者の場合は年末調整時に、それ以外の人は確定申告の時に手帳を呈示してください。
問い合わせ先	小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030

② 相続税の税額控除

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
問い合わせ先	小松税務署 22-1171

③ 少額貯金の非課税制度

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
対象となるもの	郵便貯金、銀行預金、公社債の限度額までの利子
問い合わせ先	各金融機関

(参考) 所得税・住民税の医療費控除

対 象 者	下記の医療費を支払った方
対象となるもの	診療費、医薬品購入費、寝たきりの方のおむつ費用、ストマ用装具費用 ホームヘルパー・入浴車の派遣費用などの医療費 (おむつ費用、ストマ用装具費用については医師の証明必要) ※医療費の助成制度や健康保険の高額療養費制度などにより、払い戻しを受けた金額は対象となりません。
問い合わせ先	小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030

3 乗り物運賃の割引

① バス運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者	
内 容	区 分	割 引 率
	第1種障がい者（介護者と共に乗車）	5割（介護者共）
	その他の方	5割（本人）
備 考	距離に制限はありません。手帳を係員に呈示して割引を受けてください（定期券の割引もあります）。 割引制度の有無は各バス会社に確認ください。	
問い合わせ先	各バス会社営業所	

② JR運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者			
内 容	区 分	種 類	割 引 率	取扱い区間
	第1種障がい者 (介護者と共に乗車)	普通乗車券 定期券 回数券 普通急行券	5割 (介護者共)	全線
	第1種及び第2種 障がい者の単独乗車	普通乗車券	5割 (本人のみ)	100kmを 超えるもの
手 続 き 方 法	手帳を窓口で呈示し、割引を受けてください。			
問 い 合 わ せ 先	JR西日本お客様センター 0570-00-2486			

③ IRいしかわ鉄道運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳保持者、精神障害者福祉手帳 1 級		
内 容	区 分	種 類	割 引 率
	第 1 種障がい者 精神障がい者 1 級 (介護者と共に乗車)	普通乗車券 定期券 回数券	5 割 (介護者共)
	第 2 種障がい者 精神障がい者 2 ・ 3 級	普通乗車券 回数券	5 割 (本人のみ)
		定期券	5 割 (本人のみ又は 1 2 歳未満の本人＋介護者)
手 続 き 方 法	手帳を窓口で呈示し、割引を受けてください。		
問い合わせ先 I R いしかわ鉄道株式会社 0 5 7 0 - 0 5 5 - 5 2 1			

④ タクシー料金の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	手帳を呈示すれば 10% が割引されます。
備 考	福祉タクシー利用券の交付者は同時に利用できます。 割引制度の有無は各タクシー会社に確認ください。
問い合わせ先	各タクシー会社営業所

⑤ 航空運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	本人・介護者（満 12 歳以上で介護能力のある人）1 名それぞれに割引 ※介護者は障がい者と同時に同一区間を旅行する場合。
対象となるもの	満 12 歳以上の障がい者が国内航空便を利用するときの運賃
手続き方法	・手帳を航空券販売窓口には必ず呈示 ・障がい者単独または介護者とともに搭乗する場合に適用。介護者とともに搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入
問い合わせ先	各航空会社営業所

4 有料道路の割引

身体障がい者・知的障がい者または前者の障がい者の親族等が所有する車で、本人自ら運転する場合、または身体障害者手帳第1種若しくは療育手帳Aをお持ちの方が乗車し、介護者が運転する場合は有料道路通行料金が半額になります。

対 象 者	本人運転 …………… 身体障害者手帳保持者 介護者運転 …………… 第1種障がい者 ※療育手帳保持者についてはAの方のみ。
対象自動車の範囲	<u>自家用車で個人名義のもの(他 要件あり)</u> ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は割引の対象外です。
手 続 き 方 法	ふれあい福祉課で手帳に証明を受けて下さい。 一度の申請で最大2年間有効です。 有効期限が切れる2か月前から更新の手続きをすることができます。
手続きに必要なもの	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 車検証（車を登録する場合のみ。登録できる車は 1人1台 に限る） ※令和5年1月4日以降に車検をうけた場合は自動車検査証記録事項も必要 ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） <u>ETCを利用して割引を受けたい方はさらに④⑤⑥が必要です。</u> ④ 定形郵便物（封書）分 切手 ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等 ⑥ ETCカード（原則 <u>障がい者本人名義</u> に限る）
申込み先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052



5 NHK放送受信料の減免

対 象 者	手 帳	全 額 免 除	半 額 免 除
	身体障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	視覚・聴覚障がい者の方が世帯主かつ受 信契約者 身体障害者手帳1、2級の方が世帯主か つ受信契約者
	知的障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	療育手帳Aの方が世帯主かつ受信契約 者
	精神障がい者	世帯全員が市町村民税 非課税	精神障害者保健福祉手帳1級の方が世 帯主かつ受信契約者
手 続 き 方 法	障害者手帳と印鑑を持参し、福祉事務所（ふれあい福祉課）で証明を受け、NHK金沢放送局へ申請		
備 考	防衛省の減免と併用できます。 「全額免除」は世帯分離をした家族と住居及び生計をともにしている場合、その方々の市町村民税も非課税であることが必要です。		
申込み先	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10 NHK金沢放送局営業部 076-264-7010		

6 「104」電話番号無料「ふれあい案内」

電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号を案内します。利用には事前に登録が必要です。

対 象 者	視覚障がい1～6級、聴覚障がい2、3、4、6級、音声言語障がい3、4級 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2級 療育手帳保持者 精神障害者保健福祉手帳保持者
問い合わせ先	NTT 午前9時～午後5時まで（土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く） 0120-104174

7 点字郵便の料金無料

対 象 者	視覚障がい者
内 容	点字郵便物(点字のみを掲げたものを内容とするもの)で封筒を半開封とし左上部に「点字用郵便」と表示したものは、3kgまで郵便料が無料扱いとなります。
問い合わせ先	小松郵便局 0570-943-848

8 携帯電話基本料金等の割引

対 象 者	手帳保持者
問い合わせ先	NTT ドコモ・ソフトバンク・au 等 詳しくは各社へお問い合わせください。

9 入場料の割引

各種施設利用において、手帳を呈示すれば、割引されるところがあります。

小松市内で割引を受けることができる施設では、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」をご利用いただけます。詳しくはミライロ ID のホームページまたは小松市役所ふれあい福祉課（24-8052）またはスマートシティ推進課（24-8048）へご確認ください。

対象となっている主な施設

施 設 名	対 象 者	割 引 額
小松サン・アビリティーズ	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人無料
小松市スポーツ施設	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人減免あり 詳細は各施設にご確認ください
小松市文化施設	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	各施設にご確認ください
サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	本人のみ観覧料2割引
のとうま水族館 いしかわ動物園 ふれあい昆虫館 辰口丘陵公園温水プール	身体障害者手帳1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～2級 または療育手帳A保持者	本人無料 介助者1名無料
	身体障害者手帳4～6級 精神障害者保健福祉手帳3級 または療育手帳B保持者	本人無料
兼 六 園	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	本人無料 介助者1名無料
県立美術館		本人無料 介助者1名無料
県立歴史博物館		本人無料 介助者1名無料
白山ろく民俗資料館		本人無料 介助者1名無料
健民海浜プール		210円に割引
県立スポーツ施設等		無料（介助者については各施設にご確認ください）
変更のある場合がありますので、必ず各施設へご確認ください。		

8 障害福祉サービスについて

平成25年4月より、障がい者だけではなく、難病の方も障害福祉サービスを受けることができるようになりました。※障害福祉サービスの対象となる難病等（特定疾患）の種類については、厚労省のホームページをご覧ください。

「障害者総合支援法の対象疾病（難病等） | 厚生労働省」 →



1 障害福祉サービス（自立支援給付）

	サービスの種類	内 容
日中活動に関するサービス	就 労 移 行 支 援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や生活能力を向上させるための訓練をします。
	就 労 継 続 支 援 (A 型)	雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる方に働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
	就 労 継 続 支 援 (B 型)	一般企業等で就労が困難な人に、働く場所を提供し必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行した障がいのある人に対して、企業や自宅に訪問し、必要な支援をします。
	就 労 選 択 支 援 (令和7年10月～)	就労移行支援や就労継続支援を短期間利用し、就労に関する適性や課題を整理し、就労アセスメントに関する支援をします。
	自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	身体機能の維持・向上のために、継続的なリハビリなど必要な訓練を行います。
	★生 活 介 護	常に介護を必要とする人へ、日中活動の提供（入浴、排泄、食事の介護、創作的活動等）をします。
住まいに関するサービス	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域において支援を受けながら、共同生活を送り、障がい者の自立を目指します。
	施 設 入 所 支 援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排泄、食事などを支援します。
	療 養 介 護	病院等において長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に、機能訓練、看護等を支援します。
居宅におけるサービス	★居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅にホームヘルパーを派遣し、家事、身体の介護等の支援を行います。また通院をする時に付き添いの支援もします。 ①身体介護・・・家庭を訪問し、食事・排泄などの介護をする ⑦ 家事援助・・・家庭を訪問し、洗濯・掃除などの家事を行う ⑧ 通院等介助・・・通院時における付き添いを行う

居宅におけるサービス	同行援護	視覚障がい、ひとりでの移動が難しい人に対して、外出時の移動支援をします。
	★重度訪問介護	重度の障がい者で、常に介護を必要とする人に対してホームヘルパーを派遣し、生活全般にわたる支援をします。
	行動援護	ひとりでの行動が難しい人に、危険を回避するため必要な援護や外出時の移動支援をします。
	重度障害者等包括支援	居宅介護などの複数のサービスについて、包括的な支援をします。
	自立生活援助	施設やグループホームから地域での生活を始めた時に、生活面や健康面に対して、必要な助言などの支援を行います。
	★短期入所（ショートステイ）	自宅で介護をしている家族などが病気になった時や、心身の休息が必要になった時に、一時的に施設で預かり宿泊します。
児童に関するサービス	放課後等デイサービス	障がいのある小学生～高校生を対象に、学校終了後や休業日に、小集団指導やレクレーションを通じて自立した生活を送ることができるよう、遊びの場や仲間作りの機会などを提供します。
	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活に必要な動作や知識の指導をしたり、集団生活に必要な適応訓練をします。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がいのある児童に対して居宅に訪問し、発達の支援をします。
	保育所等訪問支援	保育所等における、集団生活の適応のための指導や支援を行います。
地域相談	地域移行支援	施設に入所されている方や精神科病院に長期入院されている方など地域での生活に移行するために重点的な支援を必要としている人へ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談や支援をします。
	地域定着支援	在宅で、単身等で生活している障がいのある方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じる緊急の事態等に相談その他の支援をします。
計画相談支援		障害福祉サービスの利用申請のために、心身の状況や環境などに応じてサービス等利用計画を作成します。
費用		原則 1割負担（世帯の収入・所得に応じて上限が設定されます） その他、低所得の方には負担の軽減措置があります。
備考		申請にはマイナンバーが必要です。 マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉サービス担当 24-8050		

※ ★のついているものは介護保険優先のサービスです。

2 障害福祉サービス（地域生活支援）

サービスの種類	内 容
ガイドヘルプ (移動支援)	屋外で移動が困難な知的障がい者（児）等や視覚障がい者、全身性障がい者にヘルパーが外出の支援を行います。
通学・通所支援 (移動支援)	重度身体障害児（者）や医療ケアを必要とする児、視覚障害（1～2級）児にヘルパー等が学校への通学や障がい福祉サービス事業所等への通所の支援を行います。
日中ショートステイ (日帰りサービス)	障がい者（児）を持つ介護者の就労支援や休息のため一時的に預かります。
地域活動支援センター	障がい者に活動の場を提供し、創作的活動や余暇活動を行いながら社会との交流等の支援を行います。
訪問入浴サービス	重度身体障がい者（児）が入浴するのに支障のある場合、移動入浴車を派遣します。（日中活動サービスや通所施設を利用できない方）
家族ほっとサポート	在宅の重度心身障害児（者）に訪問看護師を派遣して家族の介護負担の軽減を図ります。
費 用	原則 1割負担（世帯の収入・所得に応じて上限が設定されます） その他、低所得の方には負担の軽減措置があります。
備 考	申請にはマイナンバーが必要です。 マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉サービス担当 24-8050	

3 障害児入所支援

保護、治療（医療型）、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識を学ぶ場			
施 設 名		所 在 地	連 絡 先
医 療 型	小 松 療 育 園	〒923－0183 小松市瀬領町丁1－2	TEL(0761)46－1306 FAX(0761)46－1307
	(独)国立機構 石 川 病 院	〒922－0405 加賀市手塚町サ150	TEL(0761)74－0700 FAX(0761)74－7642
福 祉 型	石川県立 錦 城 学 園	〒922－0562 加賀市高尾町ヌー1 甲	TEL(0761)72－0069 FAX(0761)72－6868
費 用		原則 1割負担（世帯の収入・所得に応じて上限が設定されます） その他、低所得の方には負担の軽減措置があります。	
備 考		申請にはマイナンバーが必要です。 マイナンバーが必要な手続きには、本人確認書類が必要です。	
申込み先 南加賀保健福祉センター 22－0793			

※掲載している情報は作成時のものであり、変更となる場合があります。詳しくは各事業所へお問い合わせください。

※より詳しい情報はWAM NET (<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>) でもご覧いただけます。



←「障害福祉サービス事業所検索 - WAM NET」

■小松市内障害福祉サービス事業所一覧

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
就労継続支援A型	CO-WORK YATANO(矢田野ファクトリー)	923-0342	小松市 矢田野町ミ30	0761-44-5558	40
	兎夢創家	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10-9	0761-46-6072	10
	ひまわり工房	923-0801	小松市 園町ハ36-1 小松織物会館	0761-24-3313	20
	いおり	923-0964	小松市 今江町5丁目258-1	0761-23-2201	20
	まままんま工房	923-0001	小松市 大島町乙77	0761-23-3920	20
	三草二木西園寺	923-0033	小松市 野田町丁6 8	0761-48-7773	15
	やまとと やまととプラス	923-0965	小松市 串町35番地17	0761-58-1108	30
	株式会社ライフライン	923-0342	小松市 矢田野町ト18	0761-48-6541	20
	小松18Work(美川123Work)	923-0921	小松市 土居原町13-18	0761-58-1805	10
就労継続支援B型	小松陽光苑就労継続支援(B型) ひまわり	923-0183	小松市 瀬領町ヨ288	0761-46-1414	10
	ワークセンターうめの木	923-0153	小松市 金平町リ148	0761-41-1301	32
	サービスセンターあしだ	923-0938	小松市 芦田町2丁目7-1	0761-24-5911	20
	松寿園 ドレミ	923-0961	小松市 向本折町ニ32-2	0761-22-5120	30
	障がい者活動センターゆるり	923-0964	小松市 今江町5丁目128	0761-58-1575	20
	就労支援センターつばさ	923-0851	小松市 北浅井町リ123	0761-23-7232	20
	兎夢創家	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10-9	0761-46-6072	10
	三草二木西園寺	923-0033	小松市 野田町丁68	0761-48-7773	12
	心愛	923-0972	小松市 月津町ヲ26-1	0761-43-4364	20
	WORK LABO YATANO(矢田野ファクトリー)	923-0342	小松市 矢田野町ミ30	0761-44-5558	20
	愛ラボキッチン	923-0964	小松市 今江町7丁目416番地4	0761-58-0814	20
	ふう	923-0001	小松市 大島町乙77	0761-23-3920	20
	リハスワーク小松	923-0862	小松市 清六町315 1037区画	0761-58-0522	20
	一番星 ぴかっ兎	923-0316	小松市 井口町ほ39	0761-46-6974	15
	心愛	923-0342	小松市 矢田野町ヲ88	0761-44-2545	20
	株式会社ライフライン	923-0342	小松市 矢田野町ト18	0761-48-6541	10
就労移行支援	やまとと やまととプラス	923-0965	小松市 串町35番地17	0761-58-1108	6
就労定着	Roots(ひまわり工房)	923-0801	小松市 園町ハ36-1 小松織物会館	0761-24-3313	
機能訓練	とらい	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1305	20
生活介護	小松陽光苑	923-0183	小松市 瀬領町ヨ288	0761-46-1224	96
	うめの木学園	923-0153	小松市 金平町ヌ84	0761-41-1301	54
	障がい者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	40
	障害福祉サービスセンターひかり	923-0183	小松市 瀬領町ヨ288	0761-46-1411	20
	らいふ	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1305	7
	サービスセンターおおぞら	923-0066	小松市 埴田町78-1	0761-47-2214	20
	サービスセンターあしだ	923-0938	小松市 芦田町2丁目7-1	0761-24-5911	20
	小規模多機能ホームやたの	923-0342	小松市 矢田野町イ31-1	0761-43-2377	12
	地域活動センターくろゆり	923-0863	小松市 不動島町甲22	0761-24-5739	20
	三草二木西園寺	923-0033	小松市 野田町丁68	0761-48-7773	8
	一番星 ぴかっ兎	923-0316	小松市 井口町ほ39	0761-46-6974	15

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
共同生活援助	うめの木ホーム西軽海寮	923-0825	小松市 西軽海町2丁目176-1	0761-47-2895	4
	うめの木ホーム八幡寮	923-0833	小松市 八幡庚283	0761-47-2895	4
	グループホーム錦	923-0961	小松市 向本折町ハ11	0761-22-1391	4
	グループホーム本折	923-0961	小松市 本折町123	0761-22-5120	6
	シェアハウス松陽	923-0854	小松市 大領町ロ234	0761-46-6073	7
	シェアハウス大領	923-0854	小松市 大領町ロ236	0761-46-6073	6
	苗代ハイム	923-0854	小松市 大領町ロ237-3	0761-46-6073	7
	三湖台ハイム	923-0854	小松市 大領町ロ238-2	0761-46-6073	14
	ふれあい八汐 2号館	923-0854	小松市 大領町ハ5番地7	090-5682-7397	10
	シェアハウスふれあい西軽海	923-0825	小松市 小松市西軽海町4丁目170-1	090-5682-7397	7
	グループホームしらさぎ	923-0851	小松市 北浅井町リ123	0761-23-7232	6
	グループホームなごみ	923-0851	小松市 北浅井町リ123	0761-23-7232	10
	ファミリーホーム	923-0342	小松市 矢田野町ヲ50	0761-44-2545	8
	第二ファミリーホーム	923-0342	小松市 矢田野町ホ131	0761-44-2545	6
	第三ファミリーホーム	923-0342	小松市 矢田野町ヲ50	0761-44-2545	7
	ディアログ春日	923-0342	小松市 矢田野町ヲ50	0761-44-2545	6
	パークサイドハイツ	923-0342	小松市 矢田野町ワ1-28	0761-44-2545	7
	Grace	923-0035	小松市 あけぼの町12番地	0761-51-3090	9
	ゆるりの家	923-0964	小松市 今江町1丁目164-1	0761-58-1575	10
施設入所	小松陽光苑	923-0183	小松市 瀬領町ヨ288	0761-46-1224	96
	うめの木学園	923-0153	小松市 金平町ヌ84	0761-41-1301	50
	障がい者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	40
療養介護	小松療育園	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	50
居宅介護	松寿園ホームヘルパーほほえみ	923-0961	小松市 向本折町ホ31	0761-22-1022	
	障がい者地域生活支援センター あんとふる	923-0303	小松市 島町ヌ160番地1	0761-58-0366	
	ニチイケアセンター小松	923-0868	小松市 日の出町1丁目126ソレアド101	0761-25-2680	
	ニチイケアセンター符津	923-0302	小松市 符津町ウ65番地	0761-43-0125	
	訪問介護ステーション ゆう	923-0964	小松市 今江町9丁目118番地	0761-27-0906	
同行援護	ヘルパーステーション あおい	923-0833	小松市 八幡口37番地7	0761-46-6814	
	松寿園ホームヘルパーほほえみ	923-0961	小松市 向本折町ホ31	0761-22-0756	
重度訪問介護	障がい者地域生活支援センター あんとふる	923-0303	小松市 島町ヌ160番地1	0761-58-0366	
	ニチイケアセンター小松	923-0868	小松市 日の出町1丁目126ソレアド101	0761-25-2680	
行動援護	ニチイケアセンター符津	923-0302	小松市 符津町ウ65番地	0761-43-0125	
	訪問介護ステーション ゆう	923-0964	小松市 今江町9丁目118番地	0761-27-0906	
	ヘルパーステーション あおい	923-0833	小松市 八幡口37番地7	0761-46-6814	
自立生活援助	障がい者地域生活支援センター あんとふる	923-0303	小松市 島町ヌ160番地1	0761-58-0366	
自立生活援助	やたの生活支援センター	923-0342	小松市 矢田野町ミ30	0761-44-7115	

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
短期入所	小松陽光苑	923-0183	小松市 瀬領町ヨ288	0761-46-1224	3
	小松療育園	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	2
	びうば	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1305	1
	支援センターうめの木	923-0153	小松市 金平町ヌ84	0761-41-1301	2
	障害者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	2
	小規模多機能ホームやたの	923-0342	小松市 矢田野町イ31-1	0761-43-2377	6
	なんようえん短期入所事業	923-0854	小松市 大領町ハ5番地7	090-5682-7397	3
	グループホーム 錦	923-0961	小松市 向本折町ハ11	0761-22-1391	2
放課後等デイサービス	児童デイサービスセンター たんぼぼ	923-0153	小松市 金平町リ148	0761-41-1301	10
	サービスセンターいとまち	923-0813	小松市 糸町2-12	0761-46-6533	10
	児童デイサービスセンタードレミ	923-0961	小松市 向本折町ニ32-2	0761-22-5120	15
	たいむ	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	20
	放課後等デイサービス エンジェル	923-0811	小松市 白江町リ33-1	0761-21-9370	10
	障がい者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	10
	こども通所センターふれんど	923-0972	小松市 月津町ヲ94-10	0761-48-8516	10
	三草二木 西園寺	923-0033	小松市 野田町丁68	0761-48-7773	10
	MIRAI小松	923-0965	小松市 串町丙7-2	0761-58-2085	5
	3ピース小松	923-0965	小松市 串町丙7-3	0761-58-2085	10
	ことり	923-0832	小松市 若杉町カ79番地	0761-66-8098	10
	児童発達支援・放課後等デイサービス Zikka	923-0833	小松市 八幡甲47番地1	090-8091-0104	10
	MIRAI KODOU	923-0965	小松市 串町丙6番地2	0761-58-2085	5
	児童発達支援・放課後等デイサービス にじいろ	923-0964	小松市 今江町1丁目328-1	090-8098-2216	10
児童発達支援	サービスセンターいとまち	923-0813	小松市 糸町2-12	0761-46-6533	10
	児童デイサービスセンタードレミ	923-0961	小松市 向本折町ニ32-2	0761-22-5120	15
	和こう	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	30
	障がい者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	10
	こども通所センターふれんど	923-0972	小松市 月津町ヲ94-10	0761-48-8516	10
	三草二木 西園寺	923-0033	小松市 野田町丁68	0761-48-7773	10
	MIRAI小松	923-0965	小松市 串町丙7-2	0761-58-2085	5
	ことり	923-0832	小松市 若杉町カ79番地	0761-66-8098	10
	児童発達支援・放課後等デイサービス Zikka	923-0833	小松市 八幡甲47番地1	090-8091-0104	10
	MIRAI KODOU	923-0965	小松市 串町丙6番地2	0761-58-2085	5
	児童発達支援・放課後等デイサービス にじいろ	923-0964	小松市 今江町1丁目328-1	090-8098-2216	10
保育所等訪問支援	すまいる	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1305	
	ことり	923-0832	小松市 若杉町カ79番地	0761-66-8098	
	MIRAI KODOU	923-0965	小松市 串町丙6番地2	0761-58-2085	
居宅訪問型 児童発達支援	ことり	923-0832	小松市 若杉町カ79番地	0761-66-8098	
	MIRAI KODOU	923-0965	小松市 串町丙6番地2	0761-58-2085	
地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所ロビン・フッド	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	
	相談支援事業所こまつ	923-0004	小松市 長崎町2丁目103	0761-48-5780	
	相談支援センターなごみ	923-0851	小松市 北浅井町リ123	0761-23-7232	
	やたの生活支援センター	923-0342	小松市 矢田野町ミ30	0761-44-7115	
	相談支援事業所「チャレンジ」	923-0342	小松市 矢田野町ヲ98-1	0761-43-4355	
	え〜る	923-0801	小松市 園町ハ36-1 小松織物会館	0761-24-3313	
	相談支援事業所 すぷらうと	923-0001	小松市 大島町乙77	0761-23-3920	

サービス名	事業所名称	郵便番号		電話番号	利用定員
計画相談支援	相談支援事業所ロビン・フッド	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	
	相談支援事業所こまつ	923-0004	小松市 長崎町2丁目103	0761-48-5780	
	相談支援センターなごみ	923-0851	小松市 北浅井町123	0761-23-7232	
	やたの生活支援センター	923-0342	小松市 矢田野町ミ30	0761-44-7115	
	相談支援事業所「チャレンジ」	923-0342	小松市 矢田野町ヲ98-1	0761-43-4355	
	えへる	923-0801	小松市 園町ハ36-1 小松織物会館	0761-24-3313	
	支援センターうめの木	923-0153	小松市 金平町ヌ8 4番地	0761-41-1301	
	相談支援事業 あぷりこつ兎	923-0854	小松市 大領町ロ212番地	0761-46-6072	
	相談支援事業所ドレミ	923-0961	小松市 向本折町ニ32-2	080-1985-3970	
	相談支援事業所すぷらうと	923-0001	小松市 大島町乙77	0761-23-3920	
移動支援	NPO法人 障がい者地域生活支援センター あんとふる	923-0303	小松市 島町ヌ160-1	0761-58-0366	
	MIRAI小松	923-0965	小松市 串町丙7-2	0761-58-2085	
	ヘルパーステーション あおい	923-0833	小松市 八幡口37番地7	0761-46-6814	
日中ショートステイ	支援センターうめの木	923-0153	小松市 金平町ヌ84	0761-41-1301	
	児童デイサービスセンターたんぼぼ	923-0153	小松市 金平町リ148	0761-41-1301	
	松寿園ドレミ	923-0961	小松市 向本折町ニ32-2	0761-22-5120	
	小松療育園	923-0183	小松市 瀬領町丁1-2	0761-46-1306	
	サービスセンターあしだ	923-0938	小松市 芦田町2丁目7-1	0761-24-5911	
	サービスセンターおおぞら	923-0066	小松市 埴田町78-1	0761-47-2214	
	こども通所センターふれんど	923-0972	小松市 月津町ヲ94-10	0761-48-8516	
	サービスセンターいとまち	923-0813	小松市 糸町2-12	0761-46-6533	
	障がい者支援施設 夢兎明	923-0151	小松市 正蓮寺町セイ谷10	0761-47-4111	
	MIRAI小松	923-0965	小松市 串町丙7-2	0761-58-2085	
地域活動支援センター	障害福祉サービスセンターひかり	923-0183	小松市 瀬領町ヲ288	0761-46-1411	
	地域活動支援センターくろゆり (ハレマ)	923-0863	小松市 不動島町甲22	0761-24-5739	

■能美市内障害福祉サービス事業所一覧

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
就労継続支援A型	ワークセンター星が岡	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
	夢ファクトリーてどり	923-1236	能美市 北市町リ101番地1	0761-58-2082	20
	CACL Factory	923-1236	能美市 辰口町リ56番地	090-2830-8799	20
就労継続支援B型	ワークセンター星が岡	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
	一歩	923-1205	能美市 宮竹町イ180-30	0761-48-4465	30
	能美地域活動センターはまかぜ	929-0105	能美市 中ノ江町と104-1	0761-58-0753	20
	サフラン	923-1243	能美市 三ツ屋町ロ26-1	0761-58-2353	20
	サンサポートさらだ	929-0113	能美市 大成町ヌ160-2	0761-55-6061	30
	夢ファクトリーてらい	923-1121	能美市 寺井町を55-4	0761-57-1755	20
	ワークセンター星が岡 湯谷	929-0121	能美市 湯谷町乙25	0761-58-0064	14
	レッツ	923-1121	能美市 大長野リ50番1号	0761-58-1147	20
	能美地域活動センターはまかぜ山口分場	929-0126	能美市 山口町ホ17-1	0761-46-6160	20
	ワークサポート道	923-1231	能美市 上開発町ハ63	0761-58-1509	10
	CACL Factory	923-1245	能美市 辰口町リ56番地	090-2830-8799	10
就労移行支援	ワークサポート道	923-1231	能美市 上開発町ハ63	0761-58-1509	10

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
生活介護	障害者支援施設星が岡牧場	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	60
	サンサポートさらだ	929-0113	能美市 大成町ヌ160-2	0761-55-6061	6
	ワークセンター星が岡 湯谷	929-0121	能美市 湯谷町乙25	0761-58-0064	6
	一歩	923-1205	能美市 宮竹町イ180-30	0761-48-4465	36
共同生活援助	B e a n s	923-1226	能美市 緑が丘7丁目35	0761-52-0593	4
	N o v a	923-1226	能美市 緑が丘9丁目55	0761-51-0155	5
	B l o o m	923-1226	能美市 緑が丘2丁目36	0761-51-6676	4
	Ease	923-1226	能美市 緑が丘1丁目120	0761-51-6898	5
	Calm	923-1226	能美市 緑が丘9丁目102	0761-51-3090	5
	Stella	923-1226	能美市 緑が丘8丁目135番地	0761-51-3090	5
	太陽クラブグループホーム良閑	923-1121	能美市 寺井町ほ37-3	0761-57-4073	6
	太陽クラブグループホーム一休	923-1121	能美市 寺井町ほ36	0761-57-4073	4
	シェアハウスみかん	929-0106	能美市 西二口町丙37-1	0761-58-2665	6
	ひまわり	929-0106	能美市 西二口町丙37-1	0761-58-2665	2
	結	923-1201	能美市 岩内町イ 1 6 4 番地 2	0761-48-4465	10
	メターズハウス高坂	929-0116	能美市 高坂町ハ 9 9 番 1 0 1	0761-58-2597	5
	ゆうみのいえ福岡町	929-0107	能美市 福岡町ハ25番地4	0761-58-2597	4
	ソワカの家庄町	929-0104	能美市 中庄町丁135-2	0761-48-7222	8
	ソワカの家福岡町	929-0107	能美市 福岡町ハ25-4	0761-48-7222	4
施設入所	障害者支援施設星が岡牧場	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	30
居宅介護	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
	ニチイケアセンター能美	923-1121	能美市 寺井町ぬ82	0761-57-8236	
	ビジットケアひすい	923-1226	能美市 緑が丘11丁目77	0761-51-7772	
	エール訪問介護事業所	923-1104	能美市 湯谷町ト165	0761-48-4874	
	ケアステーション一華	923-1121	能美市 寺井町た46番地	0761-57-2066	
同行援護	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
重度訪問介護	ビジットケアひすい	923-1226	能美市 緑が丘11丁目77	0761-51-7772	
	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
	ニチイケアセンター能美	923-1121	能美市 寺井町ぬ82	0761-57-8236	
	エール訪問介護事業所	923-1104	能美市 湯谷町ト165	0761-48-4874	
	ケアステーション一華	923-1121	能美市 寺井町た46番地	0761-57-2066	
行動援護	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
自立生活援助	相談支援センターたいよう	929-0113	能美市 大成町ヌ 1 6 0 番地 2	0761-55-6060	
	相談支援センターはまかぜ	929-0126	能美市 山口町ホ17-1	0761-58-0753	
	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和泉町ヤ4-5	0761-51-6553	
短期入所	生活支援ネットBe星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	4
	太陽クラブ「夢」	923-1121	能美市 寺井町ほ37-3	0761-57-4073	3
	結	923-1201	能美市 岩内町イ 1 6 4 番地 2	0761-48-4465	2

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
放課後等デイサービス	生活支援ネットＢｅ星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
	キッズMOMO	923-1245	能美市 辰口町971	0761-51-3232	10
	ぷっちいさらだ	929-0113	能美市 大成町1丁目41	0761-55-5115	10
	サンサポートさらだ	929-0113	能美市 大成町ヌ160-2	0761-55-6061	10
	夢ファクトリーてらい	923-1121	能美市 寺井町を55-4	0761-57-1755	10
	ネクストステップ	923-1226	能美市 緑が丘11丁目49-1	0761-51-7784	20
	おはなハウス	923-1112	能美市 佐野町ニ3	0761-57-3630	10
	ぴっこりいさらだ	929-0113	能美市 大成町二丁目 4 8 番地 1	0761-55-5577	10
児童発達支援	生活支援ネットＢｅ星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
	キッズMOMO	923-1245	能美市 辰口町971	0761-51-3232	10
	ネクストステップ	923-1226	能美市 緑が丘11丁目49-1	0761-51-7784	20
	おはなハウス	923-1112	能美市 佐野町ニ3	0761-57-3630	10
	ぴっこりいさらだ	929-0113	能美市 大成町二丁目 4 8 番地 1	0761-55-5577	10
地域移行支援 地域定着支援	生活支援ネットＢｅ星が岡ステーション	923-1224	能美市 和気町ヤ4-5	0761-51-6553	
	相談支援センターはまかぜ	929-0126	能美市 山口町ホ17-1	0761-58-0753	
	相談支援センターたいよう	929-0113	能美市 大成町ヌ160-2	0761-55-6060	
	相談支援事業所「ハート アンド ハート」	923-1245	能美市 辰口町971番地	0761-51-6030	
	相談支援事業所のみまーる	922-0411	能美市 寺井町を52番地	0761-57-1755	

■加賀市内障害福祉サービス事業所一覧

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
就労継続支援A型	夢ファクトリーえん	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-5511	10
	就労継続支援A型事業所 三ツ星	922-0442	加賀市 篠原町セ2-8	0761-74-0028	10
	ハッピーワーク山中温泉	922-0139	加賀市 山中温泉菅谷町イ10	0761-78-5109	休止中
就労継続支援B型	グリーンファームもぐ	922-0825	加賀市 直下町イ23	0761-72-6312	24
	多機能型事業所アグリ加賀	922-0271	加賀市 尾俣町33	0761-77-2622	30
	幸徳園	922-0331	加賀市 動橋町リ-1	0761-74-1609	38
	夢うさぎ	922-0404	加賀市 源平町84	0761-74-5300	20
	就労継続支援事業所(B型)はるかぜワーク	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-4545	22
	夢ファクトリーえん	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-5511	30
	寿々ワーク作業所	922-0274	加賀市 別所町3丁目80-2	0761-76-1991	20
就労移行支援	就労移行支援事業所 なないろワーク	922-0832	加賀市 百々町81番地 1	0761-72-4545	6
	在宅ワークスクール加賀	922-0816	加賀市 大聖寺東町3丁目4-2加賀JBLD1階	044-455-5163	20
生活介護	グリーンファームもぐ	922-0825	加賀市 直下町イ23	0761-72-6312	12
	多機能型事業所アグリ加賀	922-0271	加賀市 尾俣町33	0761-77-2622	6
	幸徳園	922-0331	加賀市 動橋町リ72-1	0761-74-1609	20
	カナンの園	922-0265	加賀市 水田丸町ワ2-2	0761-77-1500	44
	指定障害者支援施設 夢ようよう	922-0411	加賀市 潮津町ム59-1	0761-74-4040	52
	ほっと安らぎ	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-6613	80
	生活介護事業所まごころ	922-0832	加賀市 百々町81番地 1	0761-72-4545	6
	レイクサイド楽	922-0402	加賀市 柴山町も21-1	0761-74-6632	20
	石川県立錦城学園	922-0562	加賀市 高尾町ヌ1-甲	0761-72-0069	90
	すくすくハウス	922-0241	加賀市 加茂町ハ421	0761-75-7511	10
	ピースきんじょう	922-0004	加賀市 大聖寺上福田町口 7 6 番 2	0761-72-0069	10

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
共同生活援助	グループホームマイホーム	922-0243	加賀市 山代温泉北部1丁目83-1	0761-76-0016	4
	ウエルムどど町Ⅰ	922-0832	加賀市 百々町3-11-1	0761-73-0832	12
	ウエルムどど町Ⅱ	922-0832	加賀市 百々町3-11-1	0761-73-4700	13
	フルールそそり町	922-0825	加賀市 直下町イ32-1	0761-73-3910	5
	グループホームさくら荘	922-0271	加賀市 尾俣町イ20-1	0761-77-7055	5
	たんぽぽの家	922-0250	加賀市 山代温泉桜町2丁目12	0761-77-7055	5
	ユニゾン	922-0306	加賀市 中島町イ40-18	0761-75-3550	4
	シェアハウス八汐	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-6613	6
	シェアハウス希望	922-0431	加賀市 山田町ワ23-6	0761-74-5808	5
	シェアハウス源平	922-0404	加賀市 源平町90	0761-74-6613	6
	共同生活援助事業所ひだまりⅠ	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-0747	7
	共同生活援助事業所ひだまりⅡ	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-0747	7
	共同生活援助事業所ひだまりⅢ	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-0747	4
	共同生活援助事業所ひだまりⅣ	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-0747	5
	共同生活援助事業所ひだまりⅤ	922-0831	加賀市 幸町2丁目60	0761-72-0747	5
	グループホームひまわり荘	922-0243	加賀市 山代温泉北部1丁目126	0761-77-3180	7
	ケアホームフレンズ	922-0402	加賀市 柴山町ち98	0761-74-2400	7
	グループホーム ふくの杜	922-0004	加賀市 大聖寺上福田町口76-7	0761-73-2582	7
	グループホーム幸町西館	922-0831	加賀市 幸町2丁目64-1	0761-72-1065	7
	グループホーム幸町東館	922-0831	加賀市 幸町2丁目65	0761-72-1065	7
	グループホーム あすなろ	922-0304	加賀市 分校町る2 3 番地	0761-75-7085	4
施設入所	カナンの園	922-0265	加賀市 水田丸町ワ2-2	0761-77-1500	50
	指定障害者支援施設 夢ようよう	922-0411	加賀市 潮津町ム59-1	0761-74-4040	52
	ほっと安らぎ	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-6613	80
	石川県立錦城学園	922-0562	加賀市 高尾町ヌ1-甲	0761-72-0069	90
療養介護	(独)国立病院機構石川病院	922-0405	加賀市 手塚町サ150	0761-74-0700	50
	(独)国立病院機構石川病院コスモス	922-0405	加賀市 手塚町サ150	0761-74-0700	20
居宅介護	加賀のぞみ園ホームヘルパーステーション	922-0821	加賀市 南郷町3乙4	0761-72-7003	
	野の花	922-0821	加賀市 南郷町ト111-3	0761-76-6070	
	ヘルパーステーションえがお	922-0423	加賀市 作見町ホ56-1	0761-73-0294	
	さわらび訪問介護事業所	922-0111	加賀市 山中温泉塚谷町口24-1	0761-78-0089	
	ききょうが丘ヘルパーステーション	922-0257	加賀市 山代温泉桔梗丘4丁目1-1	0761-76-3640	
	ヘルパーステーション ゆりのき	922-0436	加賀市 松が丘3丁目16-10	0761-76-9187	
	訪問介護ステーションなのはな	922-0005	加賀市 大聖寺岡町ホ-16-1	0761-75-7963	
同行援護	ききょうが丘ヘルパーステーション	922-0257	加賀市 山代温泉桔梗丘4丁目1-1	0761-76-3640	
	さわらび訪問介護事業所	922-0111	加賀市 山中温泉塚谷町口24-1	0761-78-0089	
	野の花	922-0821	加賀市 南郷町ト111-3	0761-76-6070	
	ヘルパーステーションえがお	922-0423	加賀市 作見町ホ56-1	0761-73-0294	

サービス名	事業所名称	郵便番号	住所	電話番号	利用定員
重度訪問介護	加賀のぞみ園ホームヘルパーステーション	922-0821	加賀市 南郷町3乙4	0761-72-7003	
	さわらび訪問介護事業所	922-0111	加賀市 山中温泉塚谷町口24-1	0761-78-0089	
	野の花	922-0821	加賀市 南郷町ト111-3	0761-76-6070	
	ヘルパーステーションえがお	922-0423	加賀市 作見町ホ56-1	0761-73-0294	
	ヘルパーステーション ゆりのき	922-0436	加賀市 松が丘3丁目16-10	0761-76-9187	
	ヘルパーステーション コスモス加賀	922-0423	加賀市 作見町カ132-1	0761-75-3315	
自立生活援助	はしたて生活支援センター	922-0554	加賀市 橋立町イ乙54-1	0761-73-5250	
	相談支援事業所かが	922-0831	加賀市 百々町81-1	0761-72-7779	
	相談支援事業所やましろ	922-0257	加賀市 山代温泉桔梗丘4丁目1-1	0761-77-5666	
	相談支援事業所やましろ	922-0133	加賀市 山中温泉滝町リ1-1	0761-78-0668	
自立訓練(生活訓練)	自立訓練 (生活訓練) 事業所あゆみ	922-0832	加賀市 百々町81番地 1	0761-72-4545	
短期入所	カナンの園	922-0265	加賀市 水田丸町ワ2-2	0761-77-1500	2
	夢ようよう短期入所事業	922-0411	加賀市 潮津町ム59-1	0761-74-4040	3
	ほっと安らぎ	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-6613	6
	短期入所事業所たんぼの家	922-0250	加賀市 山代温泉桜町2丁目12	0761-77-7055	2
	グループホーム ふくの杜	922-0004	加賀市 大聖寺上福田町口76-7	0761-73-2582	2
	ケアホームフレンズ	922-0402	加賀市 柴山町ち98	0761-74-2400	1
	長久会ショートステイ事業所	922-0831	加賀市 幸町2丁目63	0761-72-0880	2
	(独) 国立病院機構石川病院	922-0405	加賀市 手塚町サ150	0761-74-0700	50
	石川県立錦城学園	922-0562	加賀市 高尾町ヌ1-甲	0761-72-0069	5
	グループホームあすなろ	922-0304	加賀市 分校町る23	0761-75-7085	2
放課後等デイサービス	キッズデイサービスゆめのわ	922-0331	加賀市 動橋町リ72-1	0761-74-6603	10
	児童発達支援センター このゆびと一まれ山中	922-0193	加賀市 山中温泉上野町ル15-1	0761-78-0301	10
	レイクサイド楽	922-0402	加賀市 柴山町も21-1	0761-74-6632	10
	キッズきんじょう	922-0562	加賀市 高尾町ヌ1-甲	0761-73-2580	10
	放課後等デイサービス すくすくスクール	922-0241	加賀市 丸山町1丁目25	050-1745-6983	10
	すくすくセカンドフロンティア	922-0013	加賀市 上河崎町カー 9	050-1745-6983	10
	ふれんど	922-0242	加賀市 山代温泉壺四 7 3 番地 4	090-3270-3136	5
児童発達支援	児童発達支援センター このゆびと一まれ山中	922-0193	加賀市 山中温泉上野町ル15-1	0761-78-0301	10
	レイクサイド楽	922-0402	加賀市 柴山町も21-1	0761-74-6632	10
	すくすくセカンドフロンティア	922-0013	加賀市 上河崎町カー 9	050-1745-6983	10
	ふれんど	922-0242	加賀市 山代温泉壺四 7 3 番地 4	090-3270-3136	5
保育所等訪問支援	児童発達支援センター このゆびと一まれ山中	922-0193	加賀市 山中温泉上野町ル15-1	0761-78-0301	
地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所やまなか	922-0133	加賀市 山中温泉滝町リ1-1	0761-78-0668	
	相談支援事業所やましろ	922-0257	加賀市 山代温泉桔梗丘4丁目1-1	0761-77-5666	
	相談支援事業あいりす	922-0411	加賀市 潮津町ム69-1	0761-74-8300	
	相談支援事業所かが	922-0831	加賀市 百々町81-1	0761-72-7779	
	はしたて生活支援センター	922-0554	加賀市 橋立町イ乙54-1	0761-73-5250	
	オープンセサミ錦城	922-0562	加賀市 大聖寺上福田町口76番2	0761-73-2580	

9 その他の福祉

1 重度身体障害者移動支援事業

日常車椅子を使用している、公共交通機関を利用することが困難な障がい者の外出支援サービスです。利用範囲は、小松市内及び近隣市町（能美市、加賀市等）です。

利 用 方 法	会員として登録後、利用（完全予約制）。
料 金	年会費 1,200円（新規登録が5月以降の場合、月割り） 料 金 片道 300円（片道1時間以内） ※1か月4回以内（利用が片道だけでも1回となります）。
問い合わせ先	社会福祉法人 松寿園 22-1022

2 重度視覚障害者移送サービス（さわふれホームサービス）

重度視覚障がい者の移動介護に伴う移送サービスです。利用範囲は、小松市内及び近隣市町（能美市、加賀市等）です。

利 用 方 法	会員として登録後、利用（完全予約制）。
料 金	年会費 1,200円（新規登録が5月以降の場合、月割り） 料 金 無料 ※1か月4回以内（利用が片道だけでも1回となります）。
問い合わせ先	社会福祉法人 松寿園 22-1022

3 車椅子、補助器具「じんりき」の貸出

外出や一時退院、ケガなど、一時的に車椅子が必要となった場合に貸出を行います。また、車椅子で移動する際の補助器具「じんりき」の貸出も行っており、車椅子とあわせて貸出することもできます（「じんりき」のみの貸出もできます）。

※「じんりき」とは、車椅子で段差を乗り越える際等に、小さな力でより安全に移動することができる補助器具です。

対 象 者	市内在住・通勤・通学の方（手帳の所有の有無は問いません）。 ※介護保険又は身体障害等で車いすのレンタルを受けている方は対象外
貸 出 期 間	原則2週間
料 金	無料 ※ただし、車椅子のタイヤのパンク等、修理が必要な場合は借用者に修繕をお願いする場合がありますので注意してください。
申 込 み 方 法	事前に電話等により予約を行い、貸出当日に申請書を記入してください。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

4 手話通訳者や要約筆記者の派遣について

聴覚に障がいのある人が社会生活上必要な用件でコミュニケーション支援を必要とする場合に手話通訳者または要約筆記者を派遣します（医療・教育・冠婚葬祭・公的機関・その他）。

派遣の1週間前までにお申込みください。依頼方法は、FAX、メール、スカイプでも可能です。なお、緊急時は1週間以内でも対応できる場合がありますので、お問い合わせください。

申込み先	ふれあい福祉課 福祉総合担当	TEL	24-8052
		FAX	23-0294
		Mail	syuwa@city.komatsu.lg.jp

5 重度障がい者の郵便による不在者投票 及び郵便による不在者投票における代理記載

身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が次のいずれかに該当する人で投票所へ行くことが困難な場合は、郵便により投票することができます（事前に申請が必要です）。

また、郵便による不在者投票をすることができる人で身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級として記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に「代理記載人」として届出した者に投票に関する記載をさせることができます（事前に申請が必要です）。

対 象 者	両下肢・体幹・移動機能の障がい 1、2級 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい 1、3級 免疫・肝臓の障がい 1～3級
問い合わせ先	小松市選挙管理委員会 24-8151

6 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な人が利用する特定の車を、やむをえず駐車禁止区間に駐車する必要がある場合に、あらかじめ駐車禁止除外指定車標章を受けることができます。

必要なもの	障害者手帳
問い合わせ先	小松警察署 交通課 22-0110



7 声の広報、点字情報

広報「こまつ」（月1回）、「議会だより」（年4回）、「みんなで」（年3回小松市社会福祉協議会発行）等を音訳ボランティアの方にテープ及びCDに録音していただき、市政ニュースとして視覚障がいのある人に発行しています。

点字による情報が必要な人に対して点訳友の会が点字物を発行しています。

対 象 者	視覚障がい者
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

8 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付

社会参加と自立を促進するため、補助犬を給付します。

対 象 者	18歳以上（盲導犬：視覚障がい1級、聴導犬：聴覚障がい2級以上、介助犬：肢体不自由1級）で、補助犬の適切な飼育、利用ができる在宅の人（歩行指導訓練等を受ける）
問い合わせ先	県障害保健福祉課 076-225-1426

9 青い鳥郵便はがきの無料配布

重度身体障がい者、重度知的障がい者で希望する人には、お一人につき、通常郵便はがき（「無地」、「インクジェット紙」、「くぼみ入り」または胡蝶蘭はがき（「無地」、「インクジェット紙」））20枚を、青い鳥をデザインしたオリジナルの封筒に入れて無料で配布します。

申 請 期 間	毎年4月1日～5月31日
申 込 方 法	（1）窓口での申込み方法 最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）にて身体障害者手帳または療育手帳を提示し、「青い鳥郵便はがき配付申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。 （2）郵送での申込み方法 郵送による希望の場合は、「青い鳥郵便はがき配付申込書」または、紙に下記の事項を記入し、身体障害者手帳または療育手帳の写しとともに最寄りの郵便局に郵送してください。 ①手帳の種類 ②級別または程度 ③希望するはがきの種類 ④氏名、手帳の住所または配布先
対 象 者	身体障害者手帳1、2級 療育手帳A
問い合わせ先	小松郵便局 0570-943-848

10 資金の貸付

障がい者の自立を図り安定した生活が営まれるような資金の貸付があります。

生活福祉資金

内 容	表3（59頁）のような貸付があります。
問い合わせ先	小松市社会福祉協議会 22-3354

11 障がい者継続雇用奨励金

障がい者を雇用する事業主に対して奨励金を交付し、障がい者の自立の助長及び雇用の促進と安定を図ります。

対象事業所	市内に居住する障がい者で、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象になっていた人を、引き続き雇用している事業所
奨励金	被雇用者の給与の月額 $\times$ 1/3（限度額30,000円）
交付期間	国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間が満了した翌月より2年間
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

12 石川障害者職業センター

障がいのある人に対して、就職に向けての相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービスをハローワーク（公共職業安定所）との連携のもとに行っています。

所在地	金沢市彦三町1丁目2番1号 アソルティ金沢彦三2階
備考	【職業評価】 面接、職業適性検査等を通して、その方の職業能力や職業適性等の把握を行い、就職に向けての支援プランを協議して作成します。 【職業準備支援】 就職を目指す時に抱える不安や課題に対して、その対処法や解決方法を見つけて習得するためのカリキュラム（発達障がい者就労支援カリキュラム、精神障がい者自立支援カリキュラム等）です。一人ひとりの目標や課題などに応じた内容と期間を設けて、オーダーメイドカリキュラムを作成しますので自分に合った支援が受けられます。 【ジョブコーチ支援】 職場にスムーズに適応できるように、業務遂行上の課題の軽減・改善に向け、ジョブコーチが実際に職場に訪問し支援を行っています。
問い合わせ先	小松公共職業安定所 24-8609 石川障害者職業センター 076-225-5011 076-225-5017（FAX）

1 3 石川障害者職業能力開発校

身体障がいまたは知的障がいのある方などが、各人の能力に適応する職種について基礎的な知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。

所 在 地	石川県野々市市末松2-245
訓 練 期 間	1年間
問い合わせ先	小松公共職業安定所 24-8609 石川障害者職業能力開発校 076-248-2235 076-248-2236 (FAX)

1 4 こまつ障害者就業・生活支援センター

南加賀福祉圏域（小松市、加賀市、能美市、川北町の3市1町）にお住まいで職業生活の自立を目指している障がいのある方に対して、就業と日常生活両面で必要な支援を、関係機関と連携を図りながら行います。

障がいのある人で職業・生活の自立を目指している人の相談を受け付けています。

所 在 地	小松市長崎町2丁目103
問い合わせ先	こまつ障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人 こまつ育成会内） TEL 48-5780 FAX 21-8559

1 5 おもちゃ図書館

障がいのある子ども達と地域の子どもの子ども達がおもちゃ遊びを通して出会い、また母親同士の情報交換や仲間づくり、ボランティアとの交流の場として設置されたものです。

対 象 者	年齢制限はありませんが、保護者が同伴下さい。 （ご利用の際は、下記までお問い合わせ下さい。）
場 所	小松サン・アビリティーズ
開 館 日 時	毎週（水）・（土） 午前10～12時、午後1～3時
問い合わせ先	小松サン・アビリティーズ 44-4411

16 いしかわ支え合い駐車場制度

障がい者等用駐車場を適正に利用していただくため、障がい者や難病患者等で歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する制度です。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者、難病患者等、高齢者、妊産婦、けが人等 ※等級には一部要件が有ります
受 付 場 所	ふれあい福祉課、南支所、小松駅前行政サービスセンター、すこやかセンター
	日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車場で、左図のマークの案内表示が掲示されている「いしかわ支え合い駐車場」で利用できます。交付した利用証は、同様の制度を実施している他府県の対象駐車場でもご利用いただけます。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

17 ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

対 象 者	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方 ※手帳の有無は問いません
受 付 場 所	ふれあい福祉課、いきいき健康課、すこやかセンター、南支所、小松駅前行政サービスセンター、小松市社会福祉協議会 ※申請には、本人確認書類が必要です。
	援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、街中や交通機関など生活の様々な場所でヘルプマークを身につけることにより、周囲の方々に援助や配慮を必要としていることを知らせるものです。カバンに取り付けるなど、使用する方が使いやすい方法で携帯してください。
問い合わせ先 ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052	

18 もしもの時のあんしんカード

障がいのある人等が災害や緊急時に周囲の人の理解や適切な支援を得やすくするためのカードです。

対 象 者	援助や配慮を必要とする方すべて ※手帳の有無は問いません
受 付 場 所	ふれあい福祉課、小松市社会福祉協議会
	カードホルダーに入れてカバンの外に取り付けるなど、利用する方が使いやすい方法で携帯してください。災害や緊急時に、配慮や支援などを求めたい時に提示し、必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができます。
問い合わせ先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052

19 国際シンボルマーク

	このマークは、 <u>障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す、全世界共通のマーク</u> です。
購 入 方 法	日本障害者リハビリテーション協会へ郵便振替で申し込み。 (いろいろな種類、価格がありますので、協会へ電話でのお問い合わせ又は、日本障害者リハビリテーション協会 HP(https://www.jsrpd.jp/)をご覧ください。)
問い合わせ先	〒162-0052 東京都新宿区戸山1丁目22番1号（戸山サンライズ内） 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

20 身体障害者標識（身体障害者マーク）

	自動車運転免許証の所持者で、肢体不自由であることを理由に、運転免許証に条件が付されている人がつけるマークです。
購 入 方 法	小松市交通安全協会へお問い合わせください。
問い合わせ先	小松市交通安全協会（小松警察署内） 24-2600

2 1 福祉サービス利用支援事業

○高齢者や障がいのある方で日常生活上、次のようなことで、お困りではありませんか。

- ・福祉サービスを利用したいが、どうしていいのかわからない。
- ・新聞代やガス代などの支払やお金の出し入れで、いつも迷ってしまう。
- ・最近、物忘れなどで通帳や印鑑を無くしてしまって困っている。
- ・貯金通帳や年金証書など大事な書類の管理が心配。

内 容	・ 日常的なお金の管理のお手伝い ・ 大切な書類などのお預かり ・ 日常生活に必要な手続きのお手伝い ・ 福祉サービスの利用のお手伝い
対 象 者	①もの忘れのある高齢者 ②知的障がいのある方 ③精神に障がいのある方 ※医師の診断、手帳の有無は問いません
利 用 料	相談から契約までは無料ですが、契約後の生活支援員によるサービスの提供は利用料が必要です。
問い合わせ先 小松市社会福祉協議会 22-3354	



22 らく賃パスポート

対 象 者	小松市在住で次の手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ 運転免許証自主返納支援制度適用証明 ※なお、シルバー（65歳以上）、中学生、高校生、大学生も対象となっております。																										
内 容	路線バスを多くの皆さんに利用していただくため、市内路線バス（佐野線、自動運転バスを除く）が乗り放題となる有料パスポートを販売しております。																										
必 要 な も の	各種手帳をお持ちください。 ※代理の方でも購入できます。																										
料 金	1ヶ月につき 2,000円 5ヶ月、6ヶ月 8,800円																										
販 売 場 所	<table><tr><th>販 売 場 所</th><th>販 売 時 間</th><th>販 売 休 止 日</th></tr><tr><td>市役所 市民課※</td><td>9:00～17:00</td><td>土・日曜日、祝日</td></tr><tr><td>南支所※</td><td>9:00～17:00</td><td>土・日曜日、祝日</td></tr><tr><td>小松駅前行政サービスセンター（うらら内）</td><td>10:00～18:45 （月、火、木、金） 9:30～18:15 （土、日、祝日）</td><td>水曜日 （祝日のとき翌日）</td></tr><tr><td>第一地区コミュニティセンター</td><td>9:00～17:00</td><td>・5/3～5/5 ・8/14～8/16</td></tr><tr><td>小松市民病院総合案内</td><td>8:30～17:15</td><td>土・日曜日、祝日</td></tr><tr><td>やわたメディカルセンター</td><td>9:00～17:00</td><td>日曜日、祝日 第2、4、5土曜日及び 第1、3土曜日午後</td></tr><tr><td>国府、松東公民館</td><td>9:00～17:00</td><td>日・月曜日、祝日</td></tr></table>			販 売 場 所	販 売 時 間	販 売 休 止 日	市役所 市民課※	9:00～17:00	土・日曜日、祝日	南支所※	9:00～17:00	土・日曜日、祝日	小松駅前行政サービスセンター（うらら内）	10:00～18:45 （月、火、木、金） 9:30～18:15 （土、日、祝日）	水曜日 （祝日のとき翌日）	第一地区コミュニティセンター	9:00～17:00	・5/3～5/5 ・8/14～8/16	小松市民病院総合案内	8:30～17:15	土・日曜日、祝日	やわたメディカルセンター	9:00～17:00	日曜日、祝日 第2、4、5土曜日及び 第1、3土曜日午後	国府、松東公民館	9:00～17:00	日・月曜日、祝日
	販 売 場 所	販 売 時 間	販 売 休 止 日																								
	市役所 市民課※	9:00～17:00	土・日曜日、祝日																								
	南支所※	9:00～17:00	土・日曜日、祝日																								
	小松駅前行政サービスセンター（うらら内）	10:00～18:45 （月、火、木、金） 9:30～18:15 （土、日、祝日）	水曜日 （祝日のとき翌日）																								
	第一地区コミュニティセンター	9:00～17:00	・5/3～5/5 ・8/14～8/16																								
	小松市民病院総合案内	8:30～17:15	土・日曜日、祝日																								
	やわたメディカルセンター	9:00～17:00	日曜日、祝日 第2、4、5土曜日及び 第1、3土曜日午後																								
	国府、松東公民館	9:00～17:00	日・月曜日、祝日																								
	※火・金曜日（通年）と、4月30日までは9:00～18:30																										
※上記以外にも、市内8カ所で販売しています。																											
問い合わせ先 地域交通政策室 24-8396																											

23 文化・スポーツ

種 目	対 象 者	活 動 日	場 所	代 表 者
車イス ツインバスケット 「ポッキーズ」	四肢麻痺の人	火曜日 19:30～21:00	小松サン・アビリ ティーズ ☎ 44-4411	小松市指導者 東 裕幸 090 - 3768 - 1235
こぐまの会	重度障がい者 (児) と親の会	第2土曜日 14:00～16:00		中川 恵美 0761 - 43 - 0518
ボッチャ	身体障がい者	火・金曜日 9:00～14:30		田中 孝子 0761 - 65 - 3226
障がい児親子 水泳教室	障がい児 (幼児(オムツ をしていない) ～小学生)	土曜日 9:00～9:45	小松屋内水泳プール ☎ 21-9809	小松市スポーツ協 会 0761 - 23 - 5961
発達サポート 水泳教室	障がい児 障がい者 (小学校6年生 ～大人の方)	日曜日 9:00～9:50		



10 資料

1 福祉関係団体

団 体 名	代表者名	住 所	電 話	F A X
小松市手をつなぐ育成会	中野 晴美	長崎町2丁目103	21 - 8553	21 - 8559
小松・能美地区視覚障害者協会	齋藤 正夫	島田町庚62番地	20-1144	
小松市肢体障害者福祉協会	新家 真由美	安宅町ヨ121	22 - 2952	
小松市身体障害者福祉協会	林 外三男	串町南324-505	44 - 7185	
小松能美聴覚障害者福祉協会	加藤 康士	白江町ツ108-1 (社会福祉協議会)	22 - 3354	22 - 3364
小松能美地区精神障がい者家族会 く ろ ゆ り 会	細川 勝正	小松市北浅井町り123	23 - 7232	23 - 7284
石川県身体障害者団体連合会	田中 弘幸	金沢市本多町3-1-10	(076) 232 - 8372	兼
石川県聴覚障害者協会	達磨 敏	金沢市本多町3-1-10	(076) 264 - 8615	(076) 261 - 3021
石川県視覚障害者協会	米島 芳文	金沢市芳斉1-15-26	(076) 222 - 8781	(076) 222 - 1821
石川県手をつなぐ育成会	藤井 優	金沢市本多町3-1-10	(076) 264 - 1717	(076) 264 - 2434

2 その他の団体

団 体 名	代表者名	活動内容	主な活動対象
エンジェル・キッズ	多田 章 090 - 4329 - 9058	南加賀のダウン症をお持ちの親 の交流活動	ダウン症児
ひだまりの会	宮野 由美 080 - 6359 - 1110	地域で共に生きていく活動をする 障がい児・者の親の会	障がい児
スマイルの会	金田 聡恵 090 - 1313 - 3273	南加賀地区で医療的ケアを必要と しているお子様と家族の会	医療的ケア児

3 ボランティアグループ

団 体 名	代表者名	活動内容	主な活動対象
小 松 手 話 サ ー ク ル 8 の 会	村田 栄太郎	手話を通じて聞こえない人との交流活動	聴覚障がい者
手 話 サ ー ク ル 菜 の 花	北本 千恵子	手話を通じて聞こえない人との交流活動	聴覚障がい者
小 松 市 点 訳 友 の 会	谷口 恵子	点訳・月1回会報発行	視覚障がい者
小 松 市 音 訳 ボ ラ ン テ ィ ア 陽 だ ま り 会	北野 璦子	音訳によるボランティア	視覚障がい者
ふ れ あ い グ ル ー プ	横山 恵子	給食サービス月2回	独居高齢者
春 日 ま ご こ ろ グ ル ー プ	川畑 千恵子	給食サービス月2回	独居高齢者
小松おもちゃ図書館サンアビ ボランティアグループつくしんぼ	西山 早和子	おもちゃ図書館の運営	障がい児
ボランティアグループやわらぎ	東 由美子	病院でのボラ活動	病院利用者
メ ン ボ ラ T o M o の 会	三上 紀美恵	精神障がい者への社会参加支援	障がい児・者
小 松 要 約 筆 記 サ ー ク ル	阿戸 梨加	筆記やパソコンを使いコミュニケーションの支援をする活動	聴覚障がい者
あ か ず 琴	千代真理子	大正琴による訪問活動等	一般
小 松 市 校 下 女 性 協 議 会	久保 由味子	環境や福祉、青少年健全育成、地域安全活動等	一般
小松市民生委員児童委員協議会	今村 信次	地域の見守り活動等	一般
公 益 社 団 法 人 小 松 青 年 会 議 所	南井 侑貴	まちづくりに関する調査・研究・意見交換会	一般
健 康 推 進 オ リ ー ブ の 会	上野 理恵	公共施設での花の生け込み	一般
小松市民病院緩和ケア病棟 ボランティア「おひさま」	中島 捷純	小松市民病院緩和ケア病棟でのボランティア	病 院
NPO法人ホームホスピスこまつ	榊原 千秋	聞き書きカフェ、子育て支援暮らしの保健室	一 般

資金種類および貸付条件等一覧（抜粋）（表 3）

令和 7 年 4 月 1 日 現在

資 金 種 類（ 抜 粋 ）		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
福祉費 日常生活を送る上で又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用		限度額目安	——	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から 6 月以内	目安	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人がいない場合 年 1 . 5 %	原則 1 名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	・福祉用具等の購入に必要な経費	1 7 0 万円			8 年		
	・障害者用自動車の購入に必要な経費	2 5 0 万円			8 年		
	・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えない場合 1 7 0 万円 介護サービスを受ける期間が 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2 3 0 万円			5 年		

「障がい者の日について」

1975年（昭和50年）12月9日に、国際連合において「障がい者の権利宣言」がなされ、障がい者の基本的人権と障がい者問題に関する指針が示されました。

その後、1981年（昭和56年）の国際障がい者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識を更に深め障がい者福祉の増進を図るため、毎年12月9日を「障がい者の日」に制定しております。



	窓口業務時間
小松市役所 (小松市小馬出町91番地)	月～金(土、日、祝日、年末年始を除く) 9時00分～17時00分 ※市民課のみ 9時00分～17時00分(月・水・木) 9時00分～18時30分(火・金) TEL 0761-22-4111(代)
南支所 (小松市菱輪町ハ84番地2)	月～金(土、日、祝日、年末年始を除く) 9時00分～17時00分(月・水・木) 9時00分～18時30分(火・金) TEL 0761-44-2535
小松駅前行政サービスセンター (小松市土居原町710番地)	休館日:水曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始 10時00分～18時45分(月、火、木、金) 9時30分～18時15分(土、日、祝日) TEL 0761-23-2323

【こまつもしもしセンター】

TEL 0761-20-0404 FAX 0761-20-0405
 受付時間 8時30分～17時30分

【小松市 HP】

<http://www.city.komatsu.lg.jp>